

IV 港湾の環境の整備及び保全

目 次

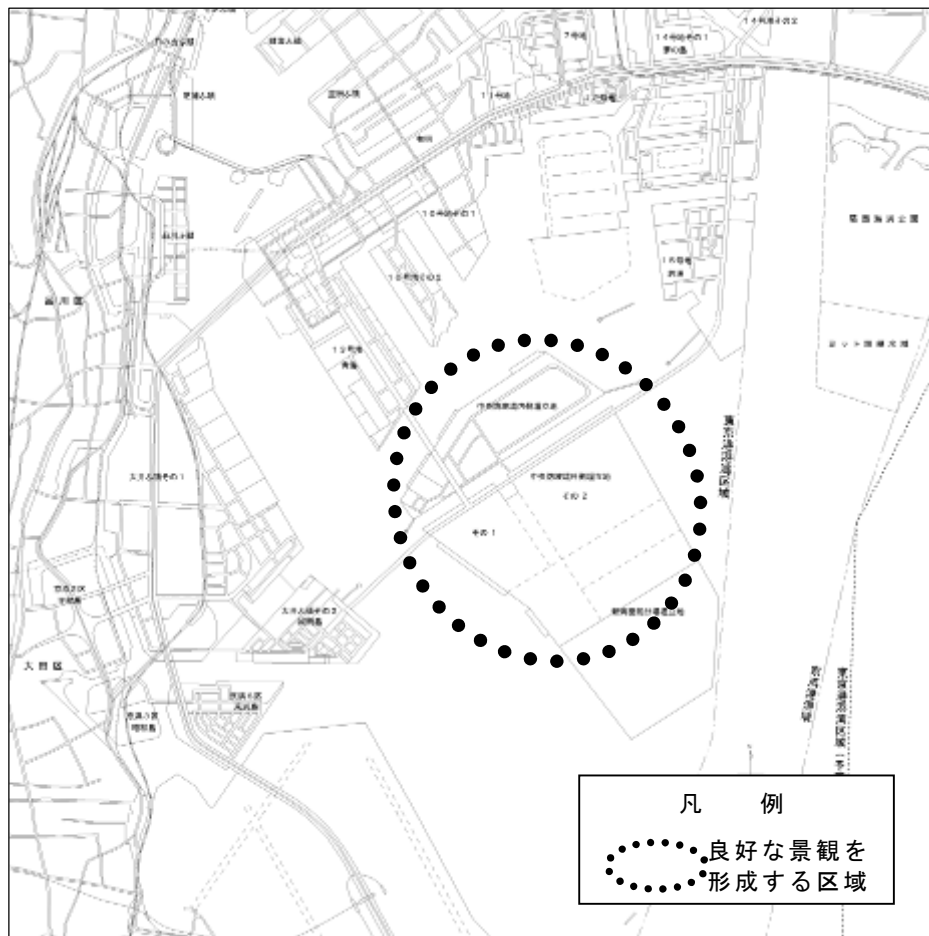
IV 港湾の環境の整備及び保全	IV-1
1. 自然的環境を整備又は保全する区域	IV-1
1-1 良好な景観を形成する区域.....	IV-1
2. 廃棄物処理計画	IV-3
2-1 港湾における廃棄物処理場の現況.....	IV-3
2-2 港湾における廃棄物処理の必要性.....	IV-4
2-3 海面処分用地・海面処分活用用地の規模及び配置.....	IV-6
3. 港湾環境整備施設計画	IV-8
3-1 緑地の現況.....	IV-8
3-2 緑地・海浜計画の必要性.....	IV-9
3-3 各地区ごとの緑地・海浜の確保の考え方.....	IV-11
3-4 今回計画する緑地・海浜の規模及び配置.....	IV-15
3-5 緑地計画.....	IV-18

IV 港湾の環境の整備及び保全

1. 自然的環境を整備又は保全する区域

1-1 良好な景観を形成する区域

- ・ 東京港は、多くのコンテナ船や旅客船が入港するとともに、東京国際空港に国内外の航空機が多数離着陸する首都圏のゲートウェイ（玄関口）となっており、景観への配慮が必要である。大井・青海コンテナふ頭では、東京の都市景観を背景にコンテナクレーンなどの港湾施設と大型船とのダイナミックな港湾景観が形成されている。今後さらに沖合では、新たな港湾施設が整備されるため、それらを活かした美しいみなとづくりが求められる。
- ・ このため、東京港の港口に位置し今後新たに開発される中央防波堤地区（海面処分用地を除く）を、「良好な景観を形成する区域」に設定し、建築物の色彩や海の森（仮称）との調和、さらには船舶をはじめ航空機からの視点場にも配慮した先駆的な景観形成を進めていく。
- ・ なお、再開発が進む内港地区等については、既存の良好な景観を保全するとともに、老朽化した施設の再整備の際には、景観に十分配慮する。



図IV-1-1 良好な景観を形成する区域

- ・ 東京都は、東京港第7次改訂港湾計画において「良好な景観を形成する区域」として定めた中央防波堤地区の景観形成の考え方について、港湾関係者との検討をふまえ、「東京港＜中央防波堤地区＞景観ガイドライン」を2013年5月に策定し、8月1日から運用を開始した。

2. 廃棄物処理計画

2-1 港湾における廃棄物処理場の現況

- ・ 港湾における廃棄物処理場の現況は、次のとおりである。

表Ⅳ-2-1 港湾における廃棄物処理の現況

地区名	面積 (ha)	状況	種類別処分容量 (万m ³)		種類別処分実績 (万m ³)		種類別残余容量 (万m ³)	
			廃棄物系		廃棄物系		廃棄物系	
中央防波堤外側地区 (その2 未竣工部)	125.1	工事中	一般廃棄物 産業廃棄物 上下水スラッジ	5,692	一般廃棄物 産業廃棄物 上下水スラッジ	5,471	一般廃棄物 産業廃棄物 上下水スラッジ	221
新海面処分場地区 (A～Gブロック)	234.6 A:20.0 B:72.1 C:69.5 G:73.0	工事中	廃棄物系	一般廃棄物 産業廃棄物 上下水スラッジ	2,139	廃棄物系	一般廃棄物 産業廃棄物 上下水スラッジ	1,486
			土砂系	しゅんせつ土 建設発生土	3,321	土砂系	しゅんせつ土 建設発生土	970
中央防波堤地区 (合計)	359.7	工事中	廃棄物系	一般廃棄物 産業廃棄物 上下水スラッジ	7,831	廃棄物系	一般廃棄物 産業廃棄物 上下水スラッジ	1,707
			土砂系	しゅんせつ土 建設発生土	3,321	土砂系	しゅんせつ土 建設発生土	970

注) 現在、中央防波堤外側埋立地(その2)及び新海面処分場埋立地(A, B, C, Gブロック)において、廃棄物等の処分を行っている。

2-2 港湾における廃棄物処理の必要性

- ・ 過密した東京23区の内陸部では、廃棄物最終処分場の確保が困難であることから、循環利用のできない廃棄物等を適正に処分する廃棄物海面処分場を引き続き整備する。
- ・ 廃棄物海面処分場の整備は、港湾にとって貴重な水面の埋立てであることから、埋立処分量にあわせた段階的な整備を行うとともに受入容量の増大策や良質なしゅんせつ土の有効活用、廃棄物の減量化を行い、処分場の延命化に努めていく。

表IV-2-2 港湾における廃棄物処理の考え方

①一般廃棄物	東京 23 区から発生する一般廃棄物
②産業廃棄物	都内の中小企業から排出される産業廃棄物 都内の上・下水道施設等から排出される都市施設廃棄物 (上水スラッジ、下水汚泥及び道路・河川・港湾清掃ごみ)
③しゅんせつ土	都内の河川及び東京港内から発生するしゅんせつ土
④建設発生土	都内の公共事業から発生するものを優先

- ・ 注) 廃棄物等の埋立処分量は、社会経済状況の変化、中間処理・リサイクルの技術革新等に応じて変化することが予測されるため「廃棄物等の埋立処分計画（東京都）」や受入基準などにより、適切に対応していく。

2-2-1 港湾において処分する廃棄物の種類及び量

- ・ 港湾において処分することが必要な種類別の廃棄物の量及び新規に対応することが必要な廃棄物の処分量は、次のとおりである。

表IV-2-3 港湾において処分する廃棄物の種類及び量

(平成24年度末現在)

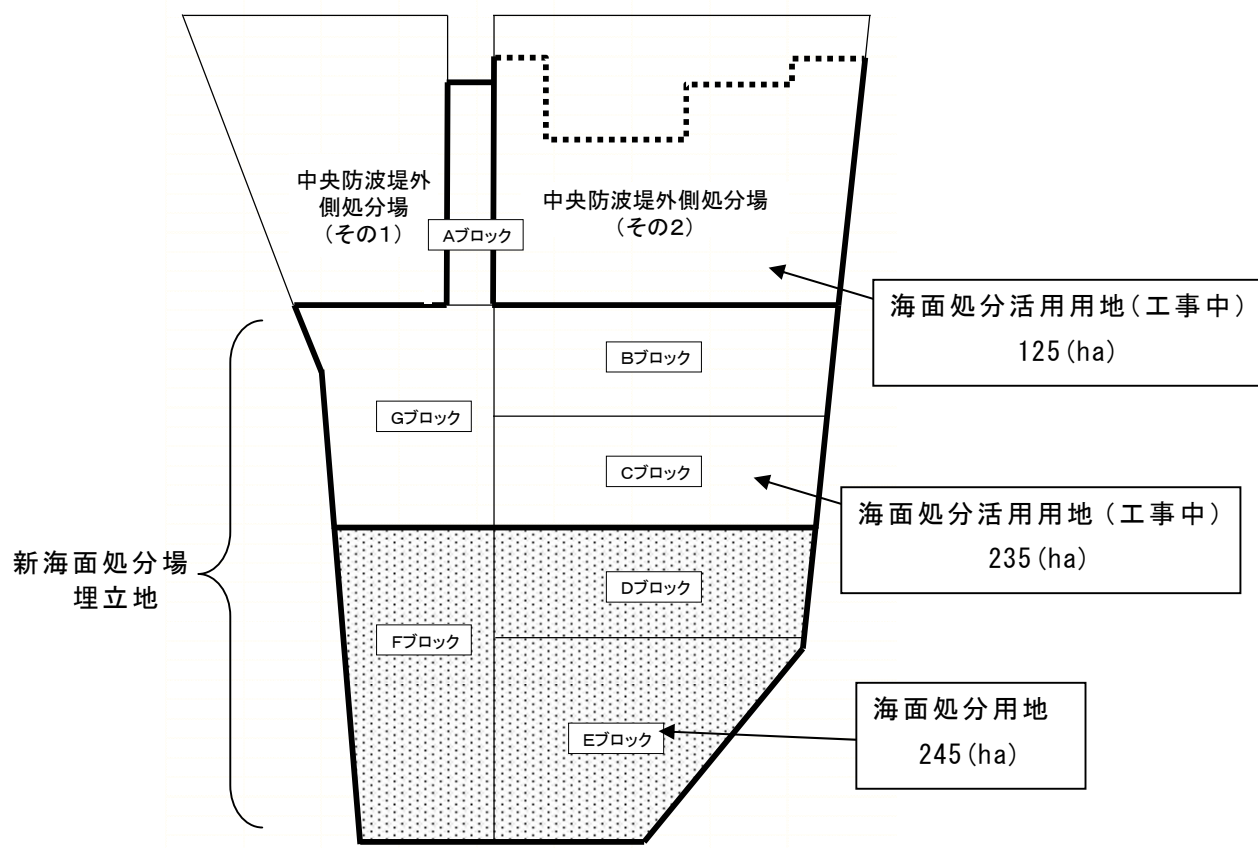
地区名	種類	種別	処分必要量 (万m ³)	既存の処分地 の容量(万m ³)	新規対応必要量 (万m ³)	備考
中央防波堤 外側地区	廃棄物系	一般廃棄物 産業廃棄物 上下水スラッジ	221	221	0	
		管理型				
	土砂系	しゅんせつ土 建設発生土	0	0	0	
		安定型				
	合計	安定型	0	0	0	
		管理型	221	221	0	
		計	221	221	0	
新海面 処分場地区	廃棄物系	一般廃棄物 産業廃棄物 上下水スラッジ	3,924	1,486	2,438	廃棄物系(管理型)処分必要量 4,577(全体量)－653(処分実績) ＝3,924 土砂系(安定型)処分必要量 2,293(全体量)－86(処分実績) ＝2,207 土砂系(管理型)処分必要量 5,167(全体量)－2,265(処分実績) ＝2,902
		管理型				
	土砂系	しゅんせつ土	2,207	817	1,390	
		安定型				
	建設発生土	管理型	2,902	153	2,749	
		安定型				
	合計	安定型	2,207	817	1,390	
		管理型	6,826	1,639	5,187	
		計	9,033	2,456	6,577	
中央防波堤 地区 (合計)	廃棄物系	一般廃棄物 産業廃棄物 上下水スラッジ	4,145	1,707	2,438	
		管理型				
	土砂系	しゅんせつ土	2,207	817	1,390	
		安定型				
	建設発生土	管理型	2,902	153	2,749	
		安定型				
	合計	安定型	2,207	817	1,390	
		管理型	7,047	1,860	5,187	
		計	9,254	2,677	6,577	

※ 港湾において処分が必要となる量の考え方は以下の通りとする。

- ① 一般廃棄物：中間処理を行うことを前提に、減量・資源化を最大限図った上で全量受け入れる。
- ② 産業廃棄物：都内中小企業の産業廃棄物は、中間処理を行ったもののうち、都の最終処分場の受入基準を満たすものに限り、一定量を受け入れる。また、上下水スラッジ、下水汚泥等は、中間処理を行うことを前提に受け入れる。
- ③ しゅんせつ土：有効利用できるものを除いて受け入れる。
- ④ 建設発生土：埋立処分場の基盤整備に必要な量を受け入れる。

2-3 海面処分用地・海面処分活用用地の規模及び配置

- 海面処分用地・海面処分活用用地の規模及び配置は、以下のとおりである。



図IV-2-1 海面処分用地・海面処分活用用地の規模及び配置

表IV-2-4 廃棄物等の発生予測量（参考）

(廃棄物系)		(単位: 万t)								
年 度		24～28						29～33	34～38	合計(24～38)
		24	25	26	27	28	(小 計)	(5年間)	(5年間)	(15年間)
廃棄物	一般廃棄物*1	294	294	294	294	292	1,468	1,446	1,440	4,354
	産業廃棄物*2	558	558	558	558	558	2,790	2,790	2,790	8,370
	都市施設廃棄物	150	153	155	157	159	774	830	882	2,486
	上水スラッジ	8	8	8	8	8	40	40	40	120
	下水汚泥	142	145	147	149	151	734	790	842	2,366
計		1,002	1,005	1,007	1,009	1,009	5,032	5,066	5,112	15,210

(土砂系)		(単位: 万m ³)								
しゅんせつ土	しゅんせつ土	328	268	201	168	160	1,125	696	495	2,316
	河川しゅんせつ土	27	27	27	27	27	135	135	135	405
	港湾しゅんせつ土	301	241	174	141	133	990	561	360	1,911
	建設発生土等	540	546	532	539	531	2,688	2,639	2,450	7,777
	計	868	814	733	707	691	3,813	3,335	2,945	10,093

- *1 一般廃棄物の数値については、23区が扱うごみ量(資源ごみ収集を除く。)の予測量とする。
 *2 産業廃棄物の数値については、中小企業が排出する産業廃棄物の排出量の予測量とする。

※ 「廃棄物等の埋立処分計画 平成 24 年 2 月 東京都」より抜粋

表IV-2-5 廃棄物等の埋立処分計画（参考）

年 度		24～28						〔単位: 左側万m ³ , 右側()内万t〕		
		24	25	26	27	28	(小 計)	29～33 (5年間)	34～38 (5年間)	合計(24～38) (15年間)
廃 棄 物		44 (59)	43 (58)	42 (57)	39 (50)	39 (50)	207 (274)	195 (249)	185 (248)	597 (771)
	一般廃棄物	14 (25)	13 (23)	14 (26)	11 (19)	11 (19)	63 (112)	55 (95)	55 (93)	173 (302)
	産業廃棄物	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	60 (60)	60 (60)	60 (60)	180 (180)
	都市施設廃棄物	18 (18)	16 (19)	16 (19)	16 (19)	16 (19)	80 (94)	80 (94)	80 (93)	240 (281)
	上水スラッジ	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	30 (30)
	下水汚泥	14 (16)	14 (17)	14 (17)	14 (17)	14 (17)	70 (84)	70 (84)	70 (83)	210 (251)
	災害廃棄物	2 (4)	2 (4)	0 (0)			4 (8)			4 (8)
覆 土 材 等		9 (16)	9 (16)	8 (14)	8 (14)	8 (14)	42 (74)	39 (70)	39 (70)	120 (214)
小 計		53 (75)	52 (74)	50 (71)	47 (64)	47 (64)	249 (348)	234 (319)	234 (318)	717 (985)
しゅんせつ土	しゅんせつ土	87 (121)	77 (107)	84 (117)	113 (158)	104 (145)	465 (648)	510 (712)	390 (544)	1,365 (1904)
	河川しゅんせつ土	26 (36)	26 (36)	26 (36)	26 (36)	26 (36)	130 (180)	130 (180)	130 (180)	390 (540)
	港湾しゅんせつ土	61 (85)	51 (71)	58 (81)	87 (122)	78 (109)	335 (468)	380 (532)	260 (364)	975 (1364)
建設発生土等		50 (90)	50 (90)	50 (90)	50 (90)	45 (81)	245 (441)	200 (360)	200 (360)	645 (1161)
小 計		137 (211)	127 (197)	134 (207)	163 (248)	149 (226)	710 (1089)	710 (1072)	590 (904)	2,010 (3065)
合 計		190 (286)	179 (271)	184 (278)	210 (312)	196 (290)	959 (1437)	944 (1391)	824 (1222)	2,727 (4050)

- ※ 覆土材等の量は、一般・産業・都市施設廃棄物の容積の総量に対して20%とした。
 ※ 四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。
 ※ 東日本大震災の影響のない場合を想定した数値である。影響は、1年間当たり14万m³(21万t)〔覆土材等を含めると17万m³(27万t)〕であり、影響がない場合の8～9%であること及び影響期間が不明確であることから外数としている。

※ 「廃棄物等の埋立処分計画 平成 24 年 2 月 東京都」より抜粋

※ 「廃棄物等の埋立処分計画」は、おおむね 5 年ごとに見直し、計画期間は 15 年としている。

3. 港湾環境整備施設計画

3-1 緑地の現況

- ・ 緑地面積等の現況は、次のとおりである。

表Ⅳ-3-1 緑地の現況

地区名	名称	緑地面積 (ha)	状況	主な用途	備考
内港地区	竹芝	0.8	既設	ターミナル緑地	
	日の出ふ頭公園	2.2	既定計画	ふ頭公園	
	芝浦北ふ頭公園	0.5	既定計画	ふ頭公園	
	芝浦南ふ頭公園	2.0	既定計画	ふ頭公園	
	品川北ふ頭公園	0.7	既設	ふ頭公園	
	晴海ふ頭公園	2.8	既設	ふ頭公園	
	晴海	5.2	既定計画	親水緑地	
	春海橋公園	2.0	既設	ふ頭公園	
	春海橋公園	0.1	既定計画	ふ頭公園	
	豊洲	14.3	既定計画	親水緑地	
地区計		30.6			
南部地区	大井北ふ頭公園	5.9	既定計画	ふ頭公園	
	コンテナふ頭公園	0.3	既設	ふ頭公園	
	みなとが丘ふ頭公園	5.0	既設	ふ頭公園	
	大井ふ頭中央海浜公園	47.5	既設	海浜公園	
	東海ふ頭公園	5.1	既設(工事中)	ふ頭公園	
	東海ふ頭公園	2.4	既定計画	ふ頭公園	
	東京港野鳥公園	21.4	既設	海浜公園	
	昭和島北緑道公園	2.2	既設	緑道公園	
	昭和島南緑道公園	3.9	既定計画	緑道公園	
	京浜島ふ頭公園	1.4	既設	ふ頭公園	
	京浜島つばさ公園	3.5	既設	ふ頭公園	
	城南島ふ頭公園	1.4	既設	ふ頭公園	
	城南島海浜公園	13.1	既設	海浜公園	
	城南島海浜公園	1.8	既定計画	海浜公園	
地区計		114.9			
中部地区	お台場海浜公園	10.0	既設	海浜公園	
	青海中央ふ頭公園	1.7	既設	ふ頭公園	
	青海南ふ頭公園	2.8	既設	ふ頭公園	
	暁ふ頭公園	2.0	既設	ふ頭公園	
	暁ふ頭公園	2.0	既定計画	ふ頭公園	
	有明北その2緑道公園	1.2	既設	緑道公園	
	有明親水海浜公園	5.2	既設	海浜公園	
	有明親水海浜公園	5.7	既定計画	海浜公園	
	有明テニスの森公園	15.8	既設	緑道公園	
	フェリーふ頭公園	0.9	既設	ふ頭公園	
地区計		47.3			
東部地区	辰巳の森海浜公園	24.6	既設(工事中)	海浜公園	
	辰巳の森緑道公園	14.2	既設	緑道公園	
	夢の島緑道公園	11.4	既設(工事中)	緑道公園	
	夢の島緑道公園	0.7	既定計画	緑道公園	
	新木場公園	0.9	既設	ふ頭公園	
	新木場緑道公園	5.3	既設	緑道公園	
	若洲ふ頭公園	1.5	既定計画	ふ頭公園	
	若洲海浜公園	68.5	既設	海浜公園	
地区計		127.1			
中央防波堤地区	海の森公園	85.7	既設(工事中)	海浜公園	
	中央防波堤内側ふ頭公園	1.2	既定計画	ふ頭公園	
	中央防波堤外側及び新海面処分場	62.3	既定計画	海浜公園・親水緑地	
地区計		149.2			
合計		469.1			

「海浜公園」「ふ頭公園」「緑道公園」とは、東京都海上公園条例に基づき計画・整備する緑地である。

- ・ 海浜公園：水域における自然環境の保全及び回復を図り、水に親しむ場所
- ・ ふ頭公園：埠頭内の環境の整備を図り、みなとの景観に親しむ場所
- ・ 緑道公園：臨海地域における自然環境の回復を図り、緑に親しめる場所

3-2 緑地・海浜計画の必要性

3-2-1 臨海部の都市環境の変化

- ・ 港湾施設の沖合い展開に伴い、かつての主力埠頭でありその時代のニーズに合った生活や産業が営まれていた内港地区等では都市開発が進展し、昼間・夜間人口が急増
- ・ このため、多様な人々が住み・働く、生活と産業が近接したエリアとして人とみなと、都市機能と港湾機能とが調和・結合したエリアマネジメントが求められている。

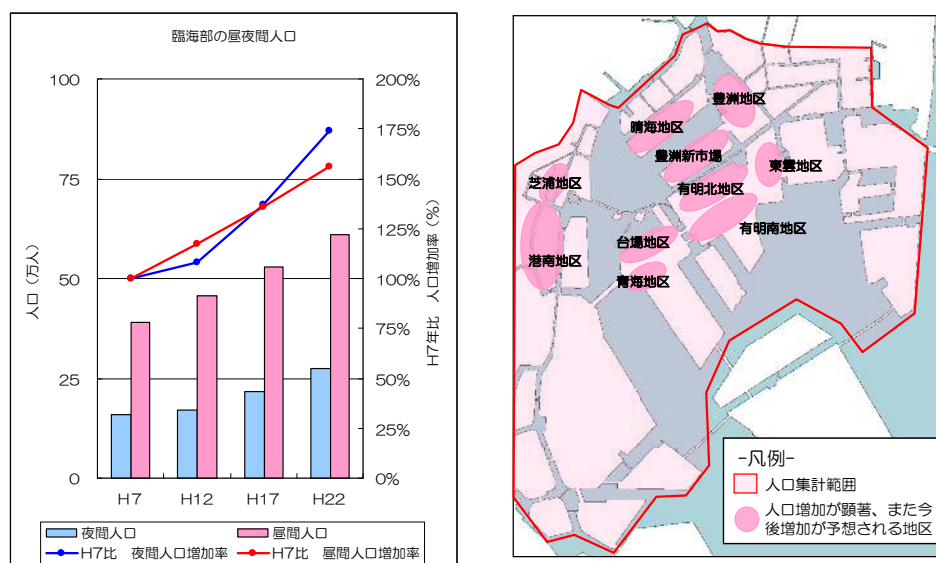


図 IV-3-1 臨海部の昼夜間人口の推移（国勢調査より集計）



3-2-2 港湾環境整備における今後の課題

(1) 緑地

- ・ 臨海部に存在する緑は都民・港湾利用者の憩いの場、また、自然環境を保全・再生し、様々な生物の生息環境の場として重要な環境資源となっている
- ・ しかし、過去に整備された公園は「緑の量の確保」や「緩衝緑地」として位置づけられていた。
- ・ 時代のニーズに合わせた「緑の質の向上」が求められているため、立地エリアに応じた公園・緑地整備が必要



＜従来の緩衝緑地イメージ＞
水域と陸域の連続性がない
うえ、景観・安全性が低下
(東海緑道公園)



＜従来の量の確保イメージ＞
常緑樹の過密による、見
通しの低下、防犯上問題
(みなとが丘ふ頭公園)

(2) 水辺空間

- ・ 平成11年の海岸法一部改正により、これまでの「防護」に「環境」「利用」が加えられ、これらが調和するように海岸の保全を推進することとなった。
- ・ 引き続き、防潮堤・内部護岸の整備・改修と併せて、より多くの都民や来訪者が水辺に親しめる魅力的な空間の形成が必要



3-3 各地区ごとの緑地・海浜の確保の考え方

3-3-1 良質な環境形成に向けた緑地整備、自然環境再生の推進

(1) ゾーンの特徴を踏まえた、緑地・水辺の整備

- ・ 物流・都市・環境の各ゾーンの特徴を活かした緑地・水辺の整備、生物生息環境を創出し、水と緑のネットワークを拡充する。

<物流機能ゾーン>

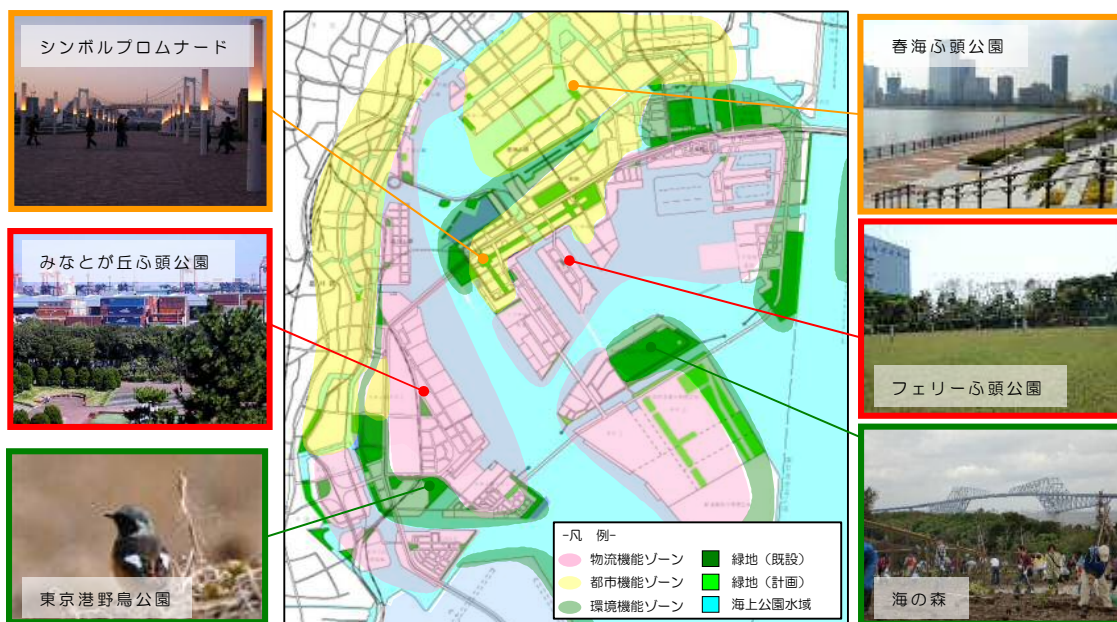
- ・ 港湾機能上の要請を踏まえ、港湾利用者の休息や、港湾・海の視点場となる公園等、ふ頭内の環境整備を図る。

<都市機能ゾーン>

- ・ まちづくりと一体となったプロムナード等、良好な都市環境、運河・海との接点となる空間、賑わい空間の整備を図る。

<環境機能ゾーン>

- ・ 「自然とともに生きる」メッセージを世界・次世代に伝える緑豊かな森の整備を推進するとともに、生態系回復の拠点、水辺空間を活かしたレクリエーション拠点の整備を図る。



(2) 多様な生物生息環境の創出

- ・ 海が持つ本来の自然浄化機能・生態系を取り戻し、東京港を訪れる人々が自然環境を体感できる、多様な生物生息環境を充実させる浅場・海浜等を整備拡充する。
- ・ 運河部における環境改善に向け汚泥しゅんせつ・覆砂を推進する。

(3) 歴史的空間及び文化の継承の場の創出

- ・ お台場などの歴史的空間や海浜公園における潮干狩りが可能な干潟の確保など、臨海部における歴史や文化について次世代に継承する取組を拡充する。

(4) 多様な主体との連携による港湾環境整備

- ・ 環境再生の取組を都民の実感のあるものとするため、環境学習の場の創出など、海上公園等を活用しながら都民や企業・地元区等との連携による取組を推進する。

(5) 水と緑のネットワークの拡充

- ・ 上記の取組みについて連携・推進することで、水と緑・生物生息環境ネットワークの拡充を図る。



3-3-2 人とみなと・海とのつながりの充実

- ・ 東京港の持つ多彩な魅力を活かし、海と陸との一体性を確保した印象的な空間整備を推進し、人とみなと・海とのつながりを充実させる。

<キャナルウォークライン>

- ・ 都民の生活に溶け込み、背後のまちと一体となった、潤い・賑わいのある日常を演出する連続したヒューマンスケールの水辺空間

<イメージ：水辺の散策路、通勤・通学路、地域コミュニティ・イベント>

<シーサイドアミューズライン>

- ・ 観光資源と一体となった水辺めぐり、都市景観を背景にしたマリンレジャー等、充実した休日を演出する都市型水辺エンターテイメント空間

<イメージ：海を望むショッピング・観光、都市型マリンレジャー・イベント>

<ハーバービューライン>

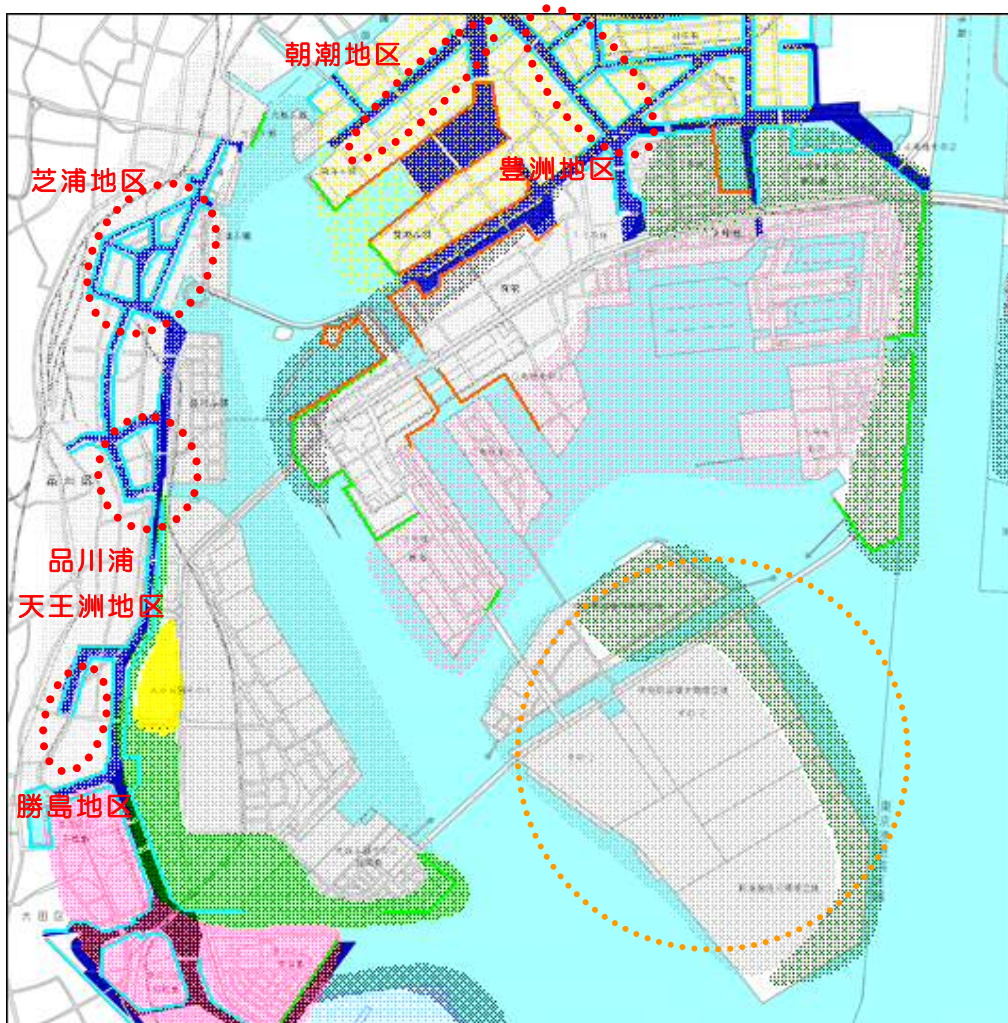
- ・ ダイナミックな港湾風景や海、往来する船舶や航空機が非日常を演出する、世界とつながる東京を実感できる眺望空間

<イメージ：開放的な眺望・くつろぎ、海辺のアウトドアレジャー>

<運河ルネサンス>

- ・ 新たな運河の活用策・安全対策について検討を行い、シーサイドアミューズラインへの取組の展開や、各地区の連携による運河の魅力や賑わいの更なる創出に取り組む。





- 凡 例 -

運河ルネサンスの対象と
なりうる運河等

運河ルネサンス推進地区

キャナルウォークライン

シーサイドアミューズライン

ハーバービューライン

物流機能ゾーン

都市機能ゾーン

環境機能ゾーン

良好な景観を形成する区域
(中央防波堤地区景観
ガイドライン対象エリア)

3-4 今回計画する緑地・海浜の規模及び配置

- ・ 今回計画する緑地・海浜の規模及び配置の考え方は、次のとおりである。
- ・ 位置は、次頁の図に示す。

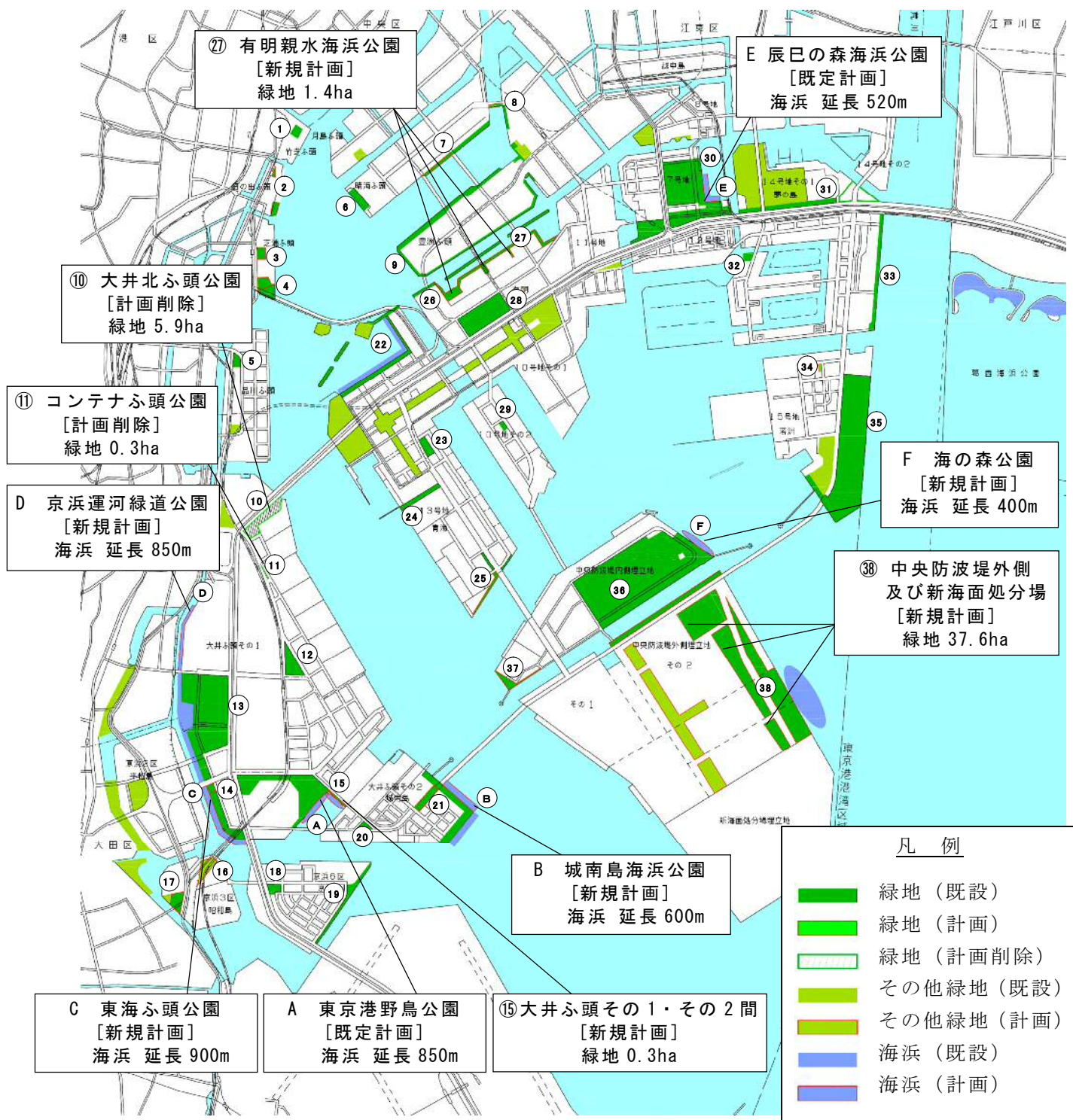
表Ⅳ-3-2 緑地の規模及び配置の考え方

地区名	No	名称	緑地面積 (ha)	主要な用途	規模の考え方	配置の考え方
南部 地区	⑩	大井北ふ頭公園	5.9 [計画削除]	埠頭用地へ 利用転換	—	大井コンテナふ頭の物流機能強化を図るため、物流ゾーン及び既存コンテナターミナルに隣接する立地を踏まえ、埠頭用地へ利用転換
	⑪	コンテナふ頭公園	0.3 [計画削除]	埠頭用地へ 利用転換	—	大井コンテナふ頭の物流機能強化を図るため、物流ゾーン及び既存コンテナターミナルに隣接する立地を踏まえ、埠頭用地へ利用転換
	⑮	大井ふ頭その１・ その２間	0.3	海浜公園	臨港道路の緩衝用地を活用	既設の東京港野鳥公園及び全面水域の海浜と一体的に配置
中部 地区	⑳	有明親水海浜公園	1.4	海浜公園	臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインに基づく緑地面積を確保	賑わい空間の創出及び水際へのアクセス向上を図る
中央 防波堤 地区	㉔	中央防波堤外側 及び新海面処分場	37.6	海浜公園 ・親水緑地	ロジスティクス機能強化のための土地利用計画の変更	海の森や海浜、周辺の緑地との連続性に配慮し配置転換

表Ⅳ-3-3 海浜の規模及び配置の考え方

地区名	No	名称	海浜延長 (m)	主要な用途	規模の考え方	配置の考え方
南部 地区	A	東京港野鳥公園	850 [既定計画]	海浜(干潟)	東京港野鳥公園の南側水域 に海浜を確保	東京港野鳥公園 と一体的に配置
	B	城南島海浜公園	600 [新規計画]	海浜	城南島海浜公園の北側水域 に海浜を確保	城南島海浜公園 と一体的に配置
		城南島海浜公園※	500 [既設]	海浜	—	
	C	東海ふ頭公園	900 [新規計画]	海浜	東海ふ頭公園の西側水域に 海浜を確保	京浜運河を中心 とする生物生息 環境ネットワー クとして配置
		大井ふ頭中央海浜 公園※	1,500 [既設]	海浜	—	
	D	京浜運河緑道公園	850 [新規計画]	海浜	京浜運河緑道公園の西側水 域の南部に海浜を確保	
中部 地区		お台場海浜公園※	1,400 [既設]	海浜		
東部 地区	E	辰巳の森海浜公園	520 [既定計画]	海浜	辰巳の森海浜公園の東側水 域に海浜を確保	辰巳の森海浜公 園と一体的に配 置
中央 防波堤 地区	F	海の森公園	400 [新規計画]	海浜	海の森公園の東側水域に海 浜を確保	海の森公園と一 体的に配置
		中央防波堤沖	1,000 [既設]	海浜（磯浜）	新海面処分場の緩傾斜護岸 の水深の浅い部分を活用	港内における生 物生息環境ネッ トワークの外縁 部として配置

※大井ふ頭中央海浜公園及びお台場海浜公園等については整備済みであるが、既定の計画図に記載が無かったため、既設として今回計画に位置付ける。



図IV-3-2 緑地・海浜計画位置図

3-5 緑地計画

- ・ 緑地計画は、次のとおりである。

表IV-3-4 緑地計画

地区名	位置	名称	緑地面積 (ha)	状況	主な用途	備考
内港地区	①	竹芝	0.8	既設	ターミナル緑地	
	②	日の出ふ頭公園	2.2	既定計画	ふ頭公園	
	③	芝浦北ふ頭公園	0.5	既定計画	ふ頭公園	
	④	芝浦南ふ頭公園	2.0	既定計画	ふ頭公園	うち1.0ha既設
	⑤	品川北ふ頭公園	0.7	既設	ふ頭公園	
	⑥	晴海ふ頭公園	2.8	既設	ふ頭公園	
	⑦	晴海	3.0	既設	親水緑地	
	⑧	晴海	2.2	既定計画	親水緑地	
	⑨	春海橋公園	2.0	既設	ふ頭公園	
	⑩	春海橋公園	0.1	既定計画	ふ頭公園	
	⑪	豊洲	14.5	既設(工事中)	親水緑地	
地区計			30.8			
南部地区	⑫	大井北ふ頭公園		今回計画	—	土地利用計画の変更に伴い5.9ha計画削除
	⑬	コンテナふ頭公園		今回計画	—	土地利用計画の変更に伴い0.3ha既設の廃止
	⑭	みなとが丘ふ頭公園	5.0	既設	ふ頭公園	
	⑮	大井ふ頭中央海浜公園	47.5	既設	海浜公園	
	⑯	東海ふ頭公園	5.1	既設(工事中)	ふ頭公園	
	⑰	東海ふ頭公園	2.4	既定計画	ふ頭公園	
	⑱	東京港野島公園	21.4	既設	海浜公園	
	⑲	大井ふ頭その1・その2間	0.3	今回計画	海浜公園	
	⑳	昭和島北緑道公園		今回計画	緑道公園	その他緑地へ2.2ha変更
	㉑	昭和島南緑道公園	3.9	既定計画	緑道公園	
	㉒	京浜島ふ頭公園	1.4	既設	ふ頭公園	
	㉓	京浜島つばき公園	3.5	既設	ふ頭公園	
	㉔	城南島ふ頭公園	1.4	既設	ふ頭公園	
	㉕	城南島海浜公園	13.1	既設	海浜公園	
	㉖	城南島海浜公園	1.8	既定計画	海浜公園	
地区計			106.8			
中部地区	㉗	お台場海浜公園	10.0	既設	海浜公園	
	㉘	青海中央ふ頭公園	1.7	既設	ふ頭公園	
	㉙	青海南ふ頭公園	2.8	既設	ふ頭公園	
	㉚	曉ふ頭公園	2.0	既設	ふ頭公園	
	㉛	曉ふ頭公園	2.0	既定計画	ふ頭公園	
	㉜	有明北その2緑道公園	1.2	既設	緑道公園	
	㉝	有明親水海浜公園	5.2	既設	海浜公園	
	㉞	有明親水海浜公園	5.7	既定計画	海浜公園	
	㉟	有明親水海浜公園	1.4	今回計画	海浜公園	
	㊱	有明テニスの森公園	15.8	既設	緑道公園	
	㊲	フェリーふ頭公園	0.9	既設	ふ頭公園	
地区計			48.7			
東部地区	㊳	辰巳の森海浜公園	24.6	既設(工事中)	海浜公園	
	㊴	辰巳の森緑道公園	14.2	既設	緑道公園	
	㊵	夢の島緑道公園	12.1	既設	緑道公園	
	㊶	新木場公園	0.9	既設	ふ頭公園	
	㊷	新木場緑道公園	5.3	既設	緑道公園	
	㊸	若洲ふ頭公園	1.5	既定計画	ふ頭公園	
	㊹	若洲海浜公園	68.5	既設	海浜公園	
地区計			127.1			
中央防波堤地区	㊺	海の森公園	85.7	既設(工事中)	海浜公園	
	㊻	中央防波堤内側ふ頭公園	1.2	既定計画	ふ頭公園	
	㊼	中央防波堤外側及び新海面処分場	59.1	既定計画	海浜公園・親水緑地	
	㊽	中央防波堤外側及び新海面処分場	37.6	今回計画	親水緑地	中央防波堤外側の土地利用計画の変更に伴う新規計画
地区計			183.6			
合計			497.0			

「海浜公園」「ふ頭公園」「緑道公園」とは、東京都海上公園条例に基づき計画・整備する緑地である。

- ・ 海浜公園：水域における自然環境の保全及び回復を図り、水に親しむ場所
- ・ ふ頭公園：埠頭内の環境の整備を図り、みなとの景観に親しむ場所
- ・ 緑道公園：臨海地域における自然環境の回復を図り、緑に親しめる場所

V 土地造成及び土地利用計画

目 次

V 土地造成及び土地利用計画	V-1
1. 土地造成計画	V-1
1-1 土地造成の必要性.....	V-1
1-2 土地造成に係る土地利用計画.....	V-2
2. 土地利用計画	V-4
2-1 土地利用計画の変更必要性.....	V-4
2-2 土地利用計画の変更内容.....	V-4
3. 海浜計画	V-13

V 土地造成及び土地利用計画

1. 土地造成計画

1-1 土地造成の必要性

●東部地区

増加するアジア貨物等の需要に対応するため、木材関連施設及び15号地ふ頭を再編し、土地造成により新たな多目的埠頭を計画する。

1-2 土地造成に係る土地利用計画

- ・ 今回計画による土地造成に係る土地利用計画の概要は表 V-1-1に、地区別・土地利用区分面積とその主な内容等は表 V-1-2に示すとおりである。
- ・ また、今回計画における地区別・場所別土地利用面積を取りまとめ整理した結果は図 V-2-1～図 V-2-5に示すとおりである。

表 V-1-1 土地造成計画総括表

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	危険物 取扱 施設 用地	合計
内港地区	(3) 3		(3) 3				(2) 2				(7) 7
南部地区		(22) 22				(1) 1	(1) 1				(23) 23
中部地区	(1) 1										(1) 1
東部地区	(29) 29										(29) 29
中央防波堤地区	(2) 2	(2) 2							(245) 245		(249) 249
羽田空港											
合計	(34) 34	(23) 23	(3) 3			(1) 1	(3) 3		(245) 245		(308) 308

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画の内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

表 V-1-2 土地造成に係る土地利用計画の区分別面積

地区名	ふ頭名	番号	土地利用の区分	面積 (ha)	前出幅 (m)	主な内容	面積の考え方
内港 地区	日の出	①	埠頭用地	2.6 (2.6)		荷捌き地	日の出再開発 ※既定計画
		②	交流厚生用地	2.8 (2.8)		業務・商業施設、 宿泊施設等	日の出再開発 ※既定計画
		③	緑地	1.9 (1.9)		埠頭公園	日の出再開発 ※既定計画
南部 地区	大井	④	港湾関連用地	21.2 (21.2)		バン・シャースー プール、倉庫等	その1 その2 間埋立 ※既設（工事中）
		⑤	緑地	0.3 (0.3)		緑地	その1 その2 間埋立関連
		⑥	交通機能用地	0.7 (0.7)		臨港道路	その1 その2 間埋立関連 ※既設（工事中）
中部 地区	10 号 その 2	⑦	埠頭用地	0.5 (0.5)		荷捌き地	VA1 背後埠頭用地 ※既定計画
東部	15 号地	⑧	埠頭用地	28.8 (-)		荷捌き地	新規多目的埠頭背後用地
中央 防波堤 地区	中央 防波堤 内側	⑨	埠頭用地	1.9 (1.9)	80	エプロン・野積み 場等	X6 の背後用地 ※既定計画
		⑩	港湾関連用地	1.6 (1.6)	80	エプロン・野積み 場等	X7 の背後用地 ※既定計画

2. 土地利用計画

2-1 土地利用計画の変更必要性

- ・ 増加するコンテナ貨物の需要に対応し、円滑な物流の実現に向け、土地利用計画を変更する。

2-2 土地利用計画の変更内容

- ・ 今回計画による土地利用計画の変更の概要は表 V-2-1 に、地区別・土地利用区分面積とその主な内容等は表 V-2-2 に示すとおりである。
- ・ また、今回計画における地区別・場所別土地利用面積を取りまとめ整理した結果は図 V-2-1～図 V-2-5 に示すとおりである。

表 V-2-1 土地利用計画総括表

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	危険物 取扱 施設 用地	合計
内港地区	(57) 57	(73) 73	(13) 13	(11) 11	152	(5) 29	(31) 35	(3) 3			(192) 373
南部地区	(156) 156	(232) 232		(126) 126	151	(38) 287	(107) 149	(37) 37			(697) 1,139
中部地区	(147) 147	(93) 93	(50) 50	(29) 29	194	(44) 135	(49) 114				(412) 761
東部地区	(72) 72	(229) 229	(16) 16	(44) 44	68	(16) 92	(127) 185	(17) 17		(6) 6	(526) 726
中央防波堤地区	(147) 147	(212) 212		(17) 17	17	(76) 102	(184) 210	(46) 46	(245) 245		(926) 996
羽田空港						977					977
合計	(579) 579	(839) 839	(79) 79	(227) 227	582	(179) 1,622	(498) 693	(103) 103	(245) 245	(6) 6	(2,753) 4,972

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

表 V-2-2 土地造成に係らない土地利用計画

地区名	ふ頭名	番号	変更前		変更後		変更理由
			土地利用	面積 (ha)	土地利用	面積 (ha)	
内港 地区	晴海 ふ頭	(1)	都市機能用地	35.7	都市機能用地	32.2	臨港地区外であり、今後の港湾利用の予定もないことから、土地利用計画から削除
南部 地区	大井 ふ頭 その1	(2)	緑地	5.9	埠頭用地	5.9	大井北ふ頭公園の土地利用計画の変更による物流機能強化
		(3)	緑地	0.3	埠頭用地	0.3	土地利用計画の変更による物流機能強化
		(4)	港湾関連用地	37.8	港湾関連用地 埠頭用地	30.1 7.7	大井水産物ふ頭の利用転換による物流機能強化
		(5)	—		埠頭用地	0.7	大井水産物ふ頭の利用転換に伴う前出し（35m）※栈橋構造想定
	京浜 3区	(6)	緑地	2.2	その他緑地	2.2	区への移管に伴う変更
	京浜 6区	(7)	産業廃棄物 処理施設用地	17.6	産業廃棄物 処理施設用地 工業用地	17.5 0.1	進出予定企業の変更に伴う土地利用計画の変更
	勝島 運河 埋立地	(8)	都市機能用地	0.7	—		臨港地区外であり、今後の港湾利用の予定もないことから、土地利用計画から削除
		(9)	都市機能用地	2.2	—		
中部 地区	13号地	(10)	交流厚生用地	6.8	交流厚生用地 埠頭用地	6.5 0.3	13号地小型船だまりの機能強化に伴う土地利用計画の変更
	有明	(11)	都市機能用地	27.4	都市機能用地 緑地	26.0 1.4	
東部 地区	15号地	(12)	埠頭用地	43.2	埠頭用地 港湾関連用地	30.2 13.0	15号地新規多目的ふ頭計画に伴う、土地利用計画の変更
中央 防波堤 地区	中央 防波堤 外側	(13)	港湾関連用地	21.8	緑地	21.8	
		(14)	都市機能用地	10.8	港湾関連用地	10.8	
		(15)	都市機能用地	38.0	港湾関連用地	38.0	
		(16)	その他緑地	55.6	その他緑地	17.2	
					都市機能用地	16.6	
					港湾関連用地	21.8	
		(17)	港湾関連用地	63.0	港湾関連用地 緑地	48.1 14.9	
		(18)	港湾関連用地	25.0	港湾関連用地 緑地 その他緑地	23.3 0.9 0.8	
		(19)	緑地	3.2	その他緑地	3.2	中央防波堤外側地区のロジスティクス機能強化に向けた土地利用計画の変更

表 V-2-3 地区別土地利用計画総括表

(単位:ha)

地区名 \ 用途		埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	危険物 取扱 施設 用地	合計
内港地区	竹芝ふ頭	(3) 3		(3) 3			1	(1) 1				(7) 7
	日の出ふ頭	(4) 4		(6) 6		6	(2) 2	(2) 2				(14) 20
	月島ふ頭	(1) 1	(11) 11			1	2	1				(12) 16
	芝浦ふ頭	(14) 14	(27) 27			8	(3) 3	(3) 3				(45) 54
	晴海ふ頭	(5) 5	(0) 0	(2) 2		45	4	(8) 8				(15) 65
	豊洲ふ頭	(1) 1	(1) 1	(3) 3		91	13	(17) 19				(21) 127
	品川ふ頭	(29) 29	(35) 35		(11) 11		5	(1) 2	(3) 3			(79) 84
	小計	(57) 57	(73) 73	(13) 13	(11) 11		(5) 29	(31) 35	(3) 3			(192) 373
南部地区	京浜3区				(17) 17	27	12	(4) 7				(20) 62
	京浜6区		(10) 10		(58) 58		14	(5) 5	(18) 18			(90) 104
	平和島		(84) 84			7	21	25				(84) 137
	大井ふ頭その1	(146) 146	(113) 113		(19) 19	109	(31) 233	(82) 84	(6) 6			(397) 710
	大井ふ頭その2	(10) 10	(25) 25		(33) 33	8	(8) 8	(16) 16	(14) 14			(106) 114
	勝島運河埋立地							13				13
	小計	(156) 156	(232) 232		(126) 126	151	(38) 287	(107) 149	(37) 37			(697) 1,139
中部地区	10号その1	(2) 2	(28) 28	(38) 38		25	(14) 25	22				(82) 139
	10号その2	(53) 53	(13) 13				(6) 6	(1) 1				(72) 72
	11号地		(9) 9		(29) 29	6	11	1				(38) 56
	13号地	(92) 92	(43) 43	(12) 12		83	(24) 50	(19) 61				(190) 341
	有明					81	42	(29) 29				(29) 153
	小計	(147) 147	(93) 93	(50) 50	(29) 29	194	(44) 135	(49) 114				(412) 761
東部地区	7号地		(8) 8			43	20	(39) 39				(47) 110
	8号地		(4) 4		(30) 30	6	2	5	(4) 4			(38) 50
	12号地	(13) 13	(25) 25				(1) 3					(39) 41
	14号地その1		(137) 137	(7) 7	(14) 14	4	(8) 57	(18) 62	(13) 13			(196) 293
	14号地その2					14	2					16
	15号地	(59) 59	(55) 55	(9) 9			(8) 8	(70) 79			(6) 6	(207) 216
	小計	(72) 72	(229) 229	(16) 16	(44) 44	68	(16) 92	(127) 185	(17) 17		(6) 6	(526) 726
中防地区	内側	(41) 41	(17) 17		(17) 17		(14) 15	(87) 87	(19) 19			(194) 195
	外側	(106) 106	(195) 195			17	(62) 88	(97) 123	(28) 28	(245) 245		(733) 801
	小計	(147) 147	(212) 212		(17) 17	17	(76) 102	(184) 210	(46) 46	(245) 245		(926) 996
羽田地区	羽田埋立						977					977
合計		(578) 578	(839) 839	(79) 79	(227) 227	581	(179) 1,621	(497) 693	(103) 103	(245) 245	(6) 6	(2753) 4,972

表 V-2-4 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に
関連する交通機能用地の集計

単位：ha

		内港地区	南部地区	中部地区	東部地区	中央防波堤地区		合計
						中防内	中防外	
臨 港 道 路	新木場・若洲線				15.5			15.5
	東京港臨海道路						13.9	13.9
	城南島・大井1号線		6.7					6.7
	中防内1・3・4・5号					10.3	0.2	10.5
	中防外1号線					3.2	13.5	16.7
	中防外2号線						13.3	13.3
	中防外3・4・5・6号						21.2	21.2
	青海縦貫線			17.4				17.4
	有明ふ頭連絡船			5.9				5.9
	有明2号線			1.9				1.9
	有明南縦貫線			2.1				2.1
	青海・有明南連絡線			13.7				13.7
	海岸青海線	4.6		3.0				7.6
	辰巳21号線				0.5			0.5
	大井ふ頭その1線		25.0					25.0
	大井2号線		3.8					3.8
	城南島・大井2号線		2.9					2.9
小計		4.6	38.4	44.0	16.0	13.5	62.1	178.6
その他港湾管理道路				0.4				0.4
合計		4.6	38.4	44.4	16.0	13.5	62.1	179.0

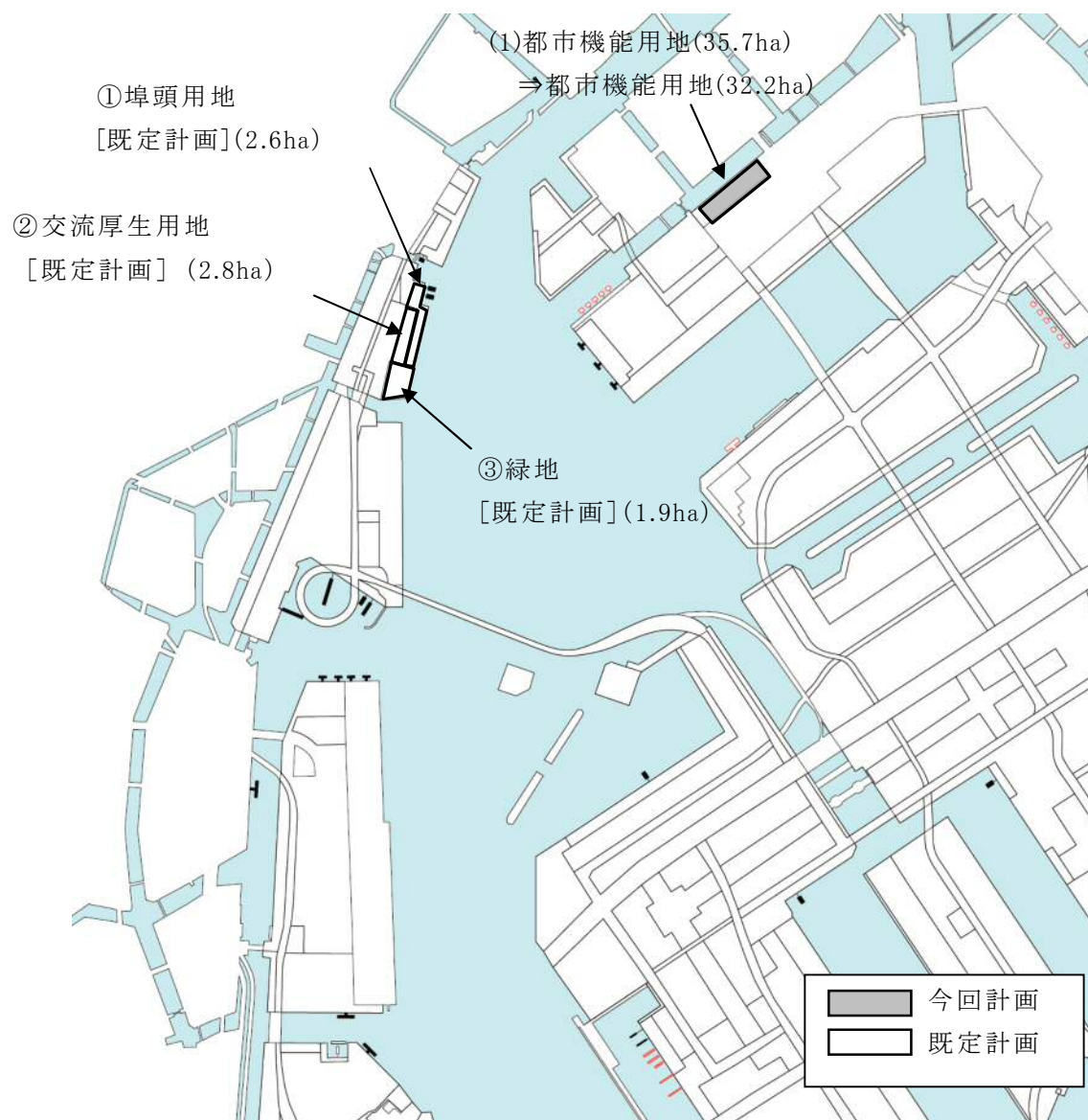


図 V-2-1 内港地区

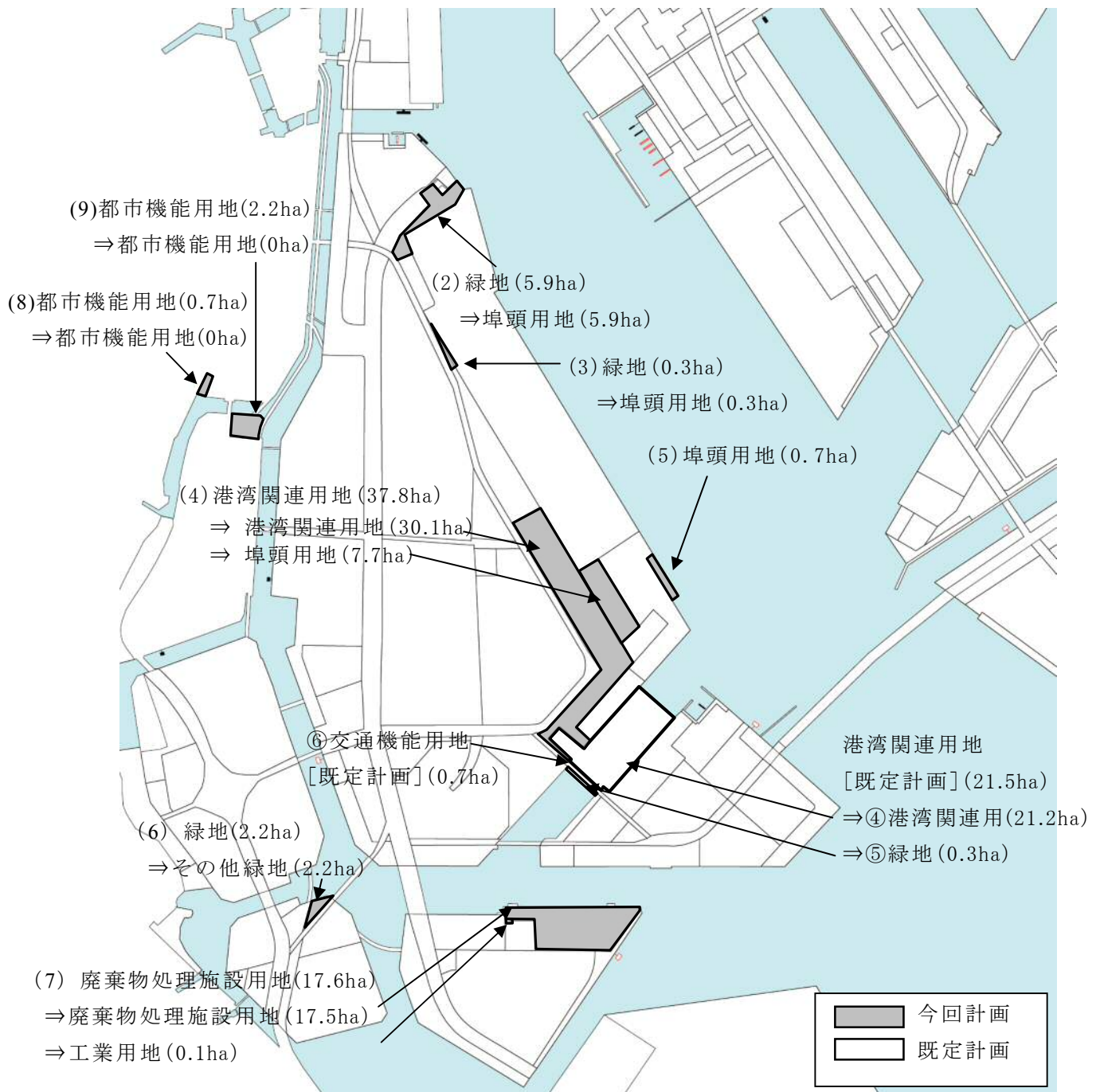


図 V-2-2 南部地区

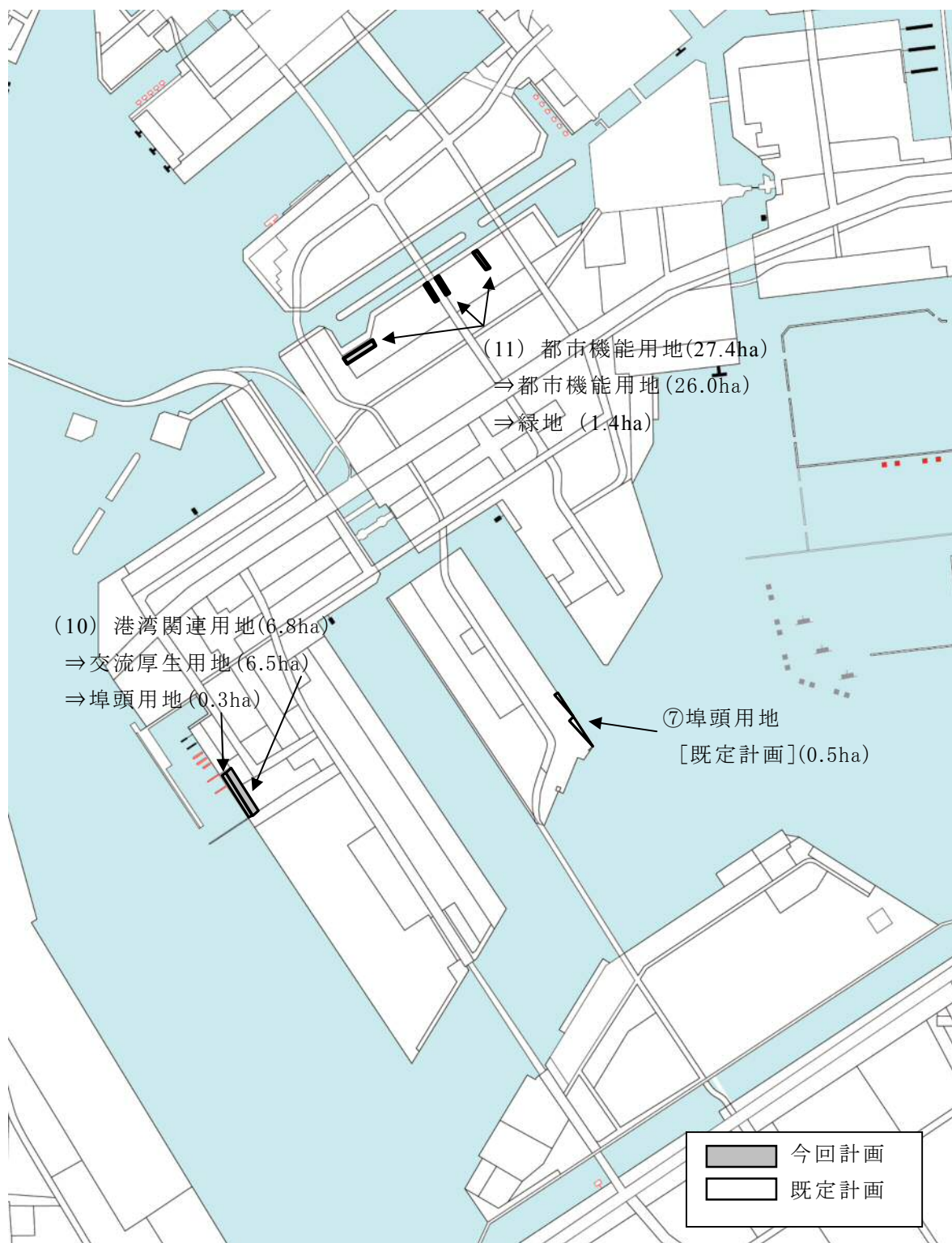


図 V-2-3 中部地区

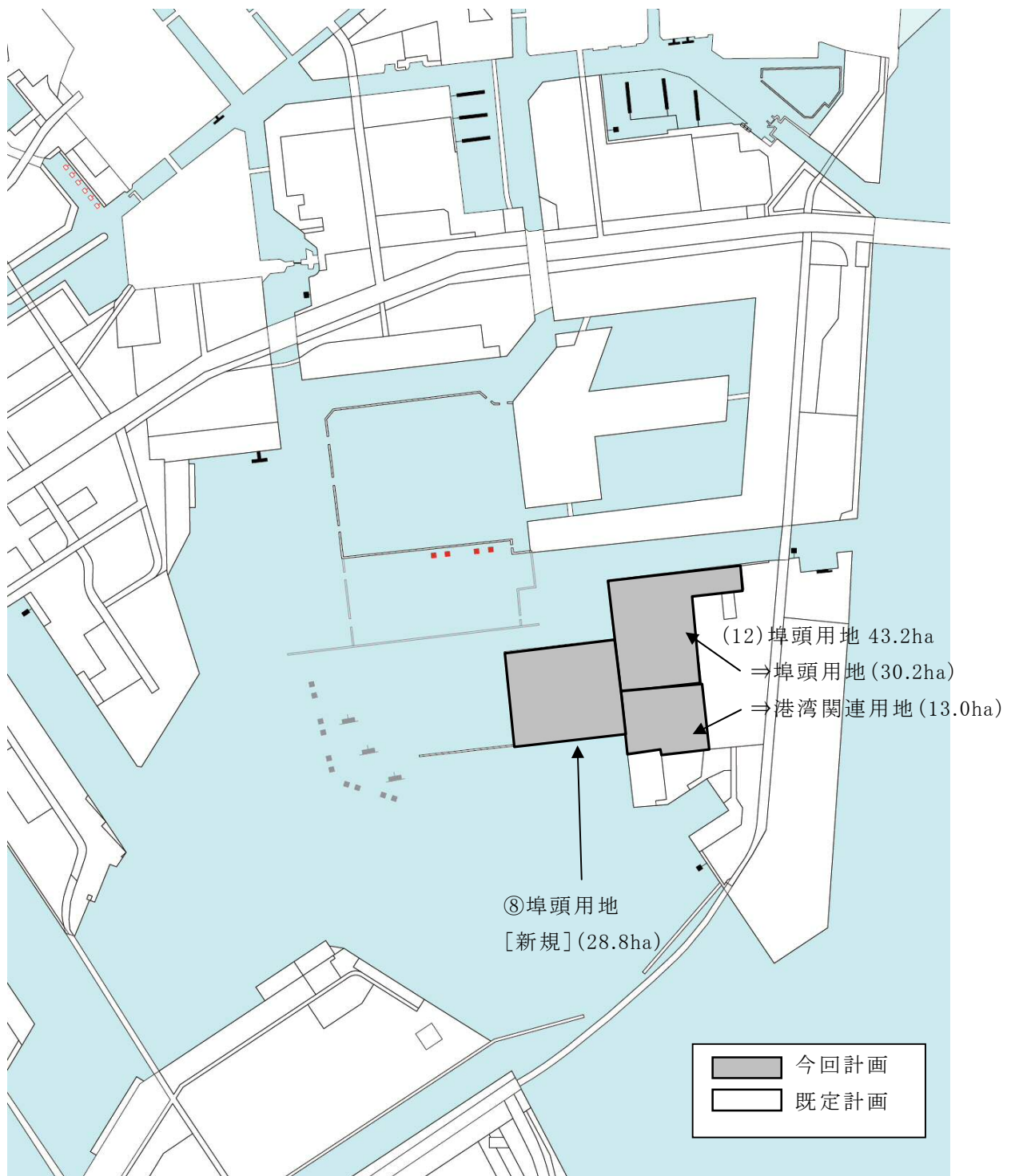


図 V-2-4 東部地区

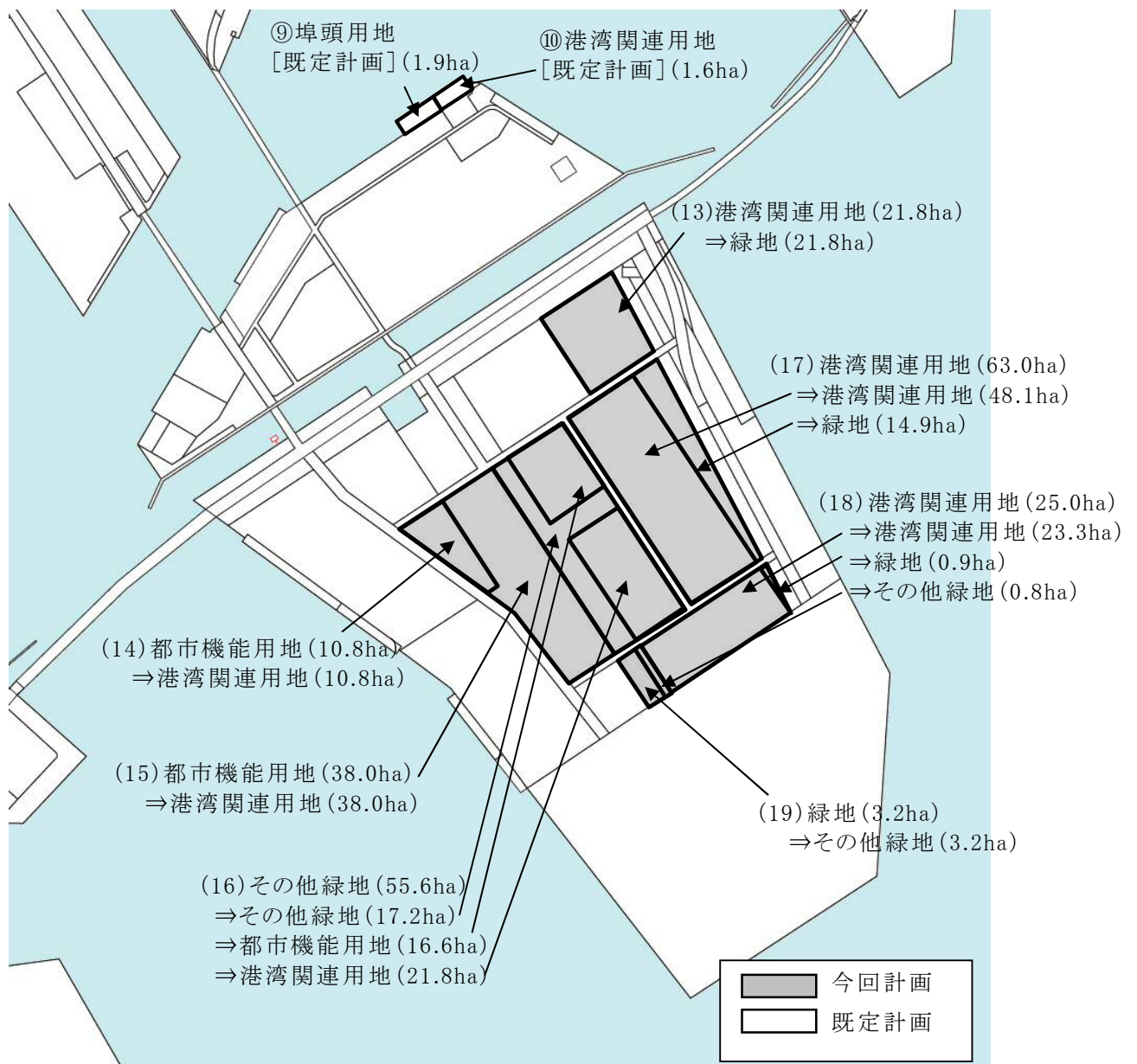


図 V-2-5 中央防波堤地区

3. 海浜計画

表 V-3-1 海浜計画総括表

地区名	No	名称	海浜延長 (m)	主要な用途	規模の考え方	配置の考え方
南部 地区	A	東京港野鳥公園	850 [既定計画]	海浜(干潟)	東京港野鳥公園の南側水域 に海浜を確保	東京港野鳥公園 と一体的に配置
	B	城南島海浜公園	600 [新規計画]	海浜	城南島海浜公園の北側水域 に海浜を確保	城南島海浜公園 と一体的に配置
		城南島海浜公園	500 [既設]	海浜	—	
	C	東海ふ頭公園	900 [新規計画]	海浜	東海ふ頭公園の西側水域に 海浜を確保	京浜運河を中心 とする生物生息 環境ネットワー クとして配置
		大井ふ頭中央海浜 公園	1,500 [既設]	海浜	—	
	D	京浜運河緑道公園	850 [新規計画]	海浜	京浜運河緑道公園の西側水 域の南部に海浜を確保	
中部 地区		お台場海浜公園	1,400 [既設]	海浜		
東部 地区	E	辰巳の森海浜公園	520 [既定計画]	海浜	辰巳の森海浜公園の東側水 域に海浜を確保	辰巳の森海浜公 園と一体的に配 置
中央 防波堤 地区	F	海の森公園	400 [新規計画]	海浜	海の森公園の東側水域に海 浜を確保	海の森公園と一 体的に配置
		中央防波堤沖	1,000 [既設]	海浜(磯浜)	新海面処分場の緩傾斜護岸 の水深の浅い部分を活用	港内における生 物生息環境ネッ トワークの外縁 部として配置

※図IV-3-2 参照

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

目 次

VI 港湾の効率的な運営に関する事項.....	VI-1
1. 港湾の効率的な運営に関する事項.....	VI-1

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1. 港湾の効率的な運営に関する事項

- ・ コンテナ船及び RORO 船により運送される貨物を取り扱う以下の埠頭に
ついて、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。（法
第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。）

内港地区

（品川ふ頭）

水深 8.5m	岸壁 2 バース	延長 460m	
	（RORO 船用）	〔既設〕（工事中含む）	S1～S2
水深 8.5m	岸壁 1 バース	延長 230m	
	（RORO 船用）	〔既設〕	S3
水深 8.5m	岸壁 1 バース	延長 166m	
	（RORO 船用）	〔既設の変更計画〕	S4
水深 10m	岸壁 1 バース	延長 195m	
	（多目的用）	〔既設の変更計画〕	S5
水深 11m	岸壁 2 バース	延長 550m	
	（コンテナ船用）	〔既設の変更計画〕	S6～S7
埠頭用地 29ha	（荷さばき施設用地及び保管施設用地）		
	〔既設の変更計画〕		

南部地区

（大井ふ頭その 1）

水深 15～16m	岸壁 7 バース	延長 2,354m	
	（コンテナ船用）	〔既定計画〕	o1～o7
水深 15～16m	岸壁 1 バース	延長 400m	
	（コンテナ船用）	〔既設・既定計画の変更計画〕	o8
埠頭用地 139ha	（荷さばき施設用地及び保管施設用地）		
	〔既定計画の変更計画〕		

中部地区

（10 号地その 2）

水深 9m	岸壁 6 バース	延長 1,380m	
	（RORO 船用）	〔既定計画〕	V1～V6
埠頭用地 25ha	（荷さばき施設用地及び保管施設用地）		
	（うち 24ha 既設）〔既定計画〕		

(13号地)

水深 13m	岸壁 2 バース 延長 520m (コンテナ船用) [既設]	A0～A1
水深 15m	岸壁 1 バース 延長 350m (コンテナ船用) [既設]	A2
水深 15～16m	岸壁 2 バース 延長 700m (コンテナ船用) [既定計画]	A3～A4
埠頭用地 68ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地) [既定計画]	

東部地区

(15号地)

水深 11～12m	岸壁 2 バース 延長 500m (コンテナ船用) [新規計画]	L2～L3
埠頭用地 29ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地) [新規計画]	
水深 9m	岸壁 2 バース 延長 440m (RORO 船用) [既設の廃止]	旧 L1～L2
埠頭用地 13ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地) [既設の廃止]	

中央防波堤地区

(中央防波堤内側)

水深 9m	岸壁 2 バース 延長 460m (RORO 船用) [既設]	X4～X5
埠頭用地 13ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地) [既設]	

(中央防波堤外側)

水深 11m	岸壁 1 バース 延長 230m (コンテナ船用) [既設] (工事中)	Y1
水深 15～16m	岸壁 1 バース 延長 400m (コンテナ船用) [既設] (工事中)	Y2
水深 16～16.5m	岸壁 1 バース 延長 400m (コンテナ船用) [既定計画]	Y3
埠頭用地 58ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地) (うち 53ha 既設) [既定計画]	

(新海面処分場)

水深 16～16.5m	岸壁 1 バース 延長 420m (コンテナ船用) [既定計画]	Z1
埠頭用地 48ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地) (うち 46ha 工事中) [既定計画]	

VII その他重要事項

目 次

VII その他重要事項	VII-1
1. 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	VII-1
2. 港湾及び港湾に隣接する地域の保全	VII-2
2-1 海岸保全施設等.....	VII-2
2-2 東京港海岸保全施設整備計画（平成 24 年 12 月）.....	VII-4
3. 大規模地震対策施設	VII-6
3-1 耐震強化岸壁整備の基本的な考え方.....	VII-6
3-2 緊急物資輸送対応施設.....	VII-6
3-3 幹線貨物輸送対応施設計画.....	VII-11
4. 港湾施設の利用	VII-13
4-1 物資補給等のための施設.....	VII-13
5. その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	VII-14
5-1 橋梁の桁下空間の確保.....	VII-14
5-2 放置等禁止区域.....	VII-17
5-3 将来構想.....	VII-21

VII その他重要事項

1. 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

- ・ 今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

[国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

南部地区

(大井ふ頭その1)

水深 15～16m 岸壁 1 バース 延長 400m
(コンテナ船用) [新規計画] o8

東部地区

(15号地)

水深 12m 岸壁 1 バース 延長 240m
[既設の変更計画] L1

中央防波堤地区

(中央防波堤外側)

水深 16～16.5m 岸壁 1 バース 延長 400m
(コンテナ船用) [既定計画] Y3

(新海面処分場)

水深 16～16.5m 岸壁 1 バース 延長 420m
(コンテナ船用) [既定計画] Z1

[国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

東部地区

(15号地)

水深 9m 岸壁 1 バース 延長 220m
(RORO 船用) [既設の廃止] 旧 L2

[海上輸送網の拠点として機能するために必要な臨港交通施設]

臨港道路 南北線 [既定計画]

起点 臨港道路有明ふ頭連絡線

終点 臨港道路中防内5号線 4車線

2. 港湾及び港湾に隣接する地域の保全

2-1 海岸保全施設等

- ・ 港湾及び港湾に隣接する地域において、高潮や大規模地震による浸水被害から都民の生命・財産を守るため、海岸保全施設等との連携により国土の保全を図る。なお、既存の海岸保全施設のうち、築造年数が古く老朽化が進んでいるものや耐震性の向上が必要な施設については、順次、老朽化・耐震対策を図るとともに、臨海部の再開発等に伴い、新たに防護が必要となる区間については、海岸保全区域に指定していく。
- ・ 東京港の防災対策は、伊勢湾台風による高潮被害や関東大震災等を教訓に、これまで、着実に整備を進め、近年においては、大きな被害が発生していない。
- ・ しかし、平成23年の東日本大震災を踏まえ、東京都防災会議が、これまでの被害想定を見直したことを受け、平成24年12月に、海岸保全施設の整備計画を見直し、耐震性のさらなる強化に取り組むこととした。

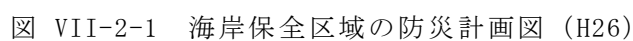
海岸保全施設の整備状況

施設種別	海岸保全区域 延長等 ①	整備延長等 ②	整備状況 ②/①
外郭防潮堤	38.6km	38.2km	99%
堤外地防潮堤	20.6km	14.5km	71%
内部護岸	45.8km	32.8km	72%
水門	19箇所	19箇所	-
排水機場	4箇所	4箇所	-

(平成26年3月末現在)



平成26年(2014)



2-2 東京港海岸保全施設整備計画（平成 24 年 12 月）

2-2-1 計画期間

10 年間（平成 24 年度～平成 33 年度）

2-2-2 整備概要

（1）防潮堤、内部護岸（耐震対策）

内容	整備延長	備考
防潮堤	約 1 7 km	外郭防潮堤 約 1 1 km 堤外地防潮堤 約 7 km
内部護岸	約 2 6 km	
合計	約 4 3 km	

※ 既存施設の補強又は新規整備

※ 港南地区の 4 か所の水門は、水門機能を廃止し防潮堤整備を進めていく。
（整備延長には含まない。）

※ 延長は表示単位未満を四捨五入

（2）水門、排水機場（耐震・耐水対策）

内容	施設数
水門	1 3 施設
排水機場	3 施設
合計	1 6 施設

※ 既存施設の補強又は新規整備

※ 浜離宮排水機場は今後のあり方について検討することとし、本計画の対象外とする。

（3）水門操作等

- ・ 高潮対策センターの 2 拠点化等
第二の高潮対策センターを整備するとともに、通信網の多重化等を行う。
- ・ 陸こうの遠隔制御等
陸こうの削減や遠隔制御システムの導入を図る。
- ・ 海岸保全施設の維持保全
水門の門扉改修など、施設の維持保全を図る。



図 VII-2-2 東京港海岸保全施設整備計画図 (H24.12)

3. 大規模地震対策施設

3-1 耐震強化岸壁整備の基本的な考え方

- ・ 耐震強化岸壁整備の基本的な考え方は以下のとおりとする。

< 既定計画 >

< 既定計画の変更 >

用途	既定計画	今回計画	
幹線貨物輸送用 (コンテナ・RORO)	5バース	22バース	対象施設の増加による防災力の向上
緊急物資輸送用 (RORO・在来)	26バース	26バース	配置変更による防災力の向上

図 VII-3-1 耐震強化岸壁整備の基本的な考え方

3-2 緊急物資輸送対応施設

3-2-1 必要バース数

- ・ 「臨海部防災拠点マニュアル」(平成9年3月, 運輸省港湾局)に基づき、背後圏人口、被災率等を設定し、目標年次における必要バース数(-10m換算)を算出した。

表 VII-3-1 必要バース数の算出結果(緊急物資輸送対応施設)

項目	単位	平成 37 年 (2025)	備考
① 背後圏人口(概ね 10km 圏)	千人	6,000	予測値
② 被災率	%	30%	設定値
③ 想定被災人口	千人	1,800	①×②
④ 1人あたり緊急物資量(ピーク時)	kg/人・日	40	設定値
⑤ ピーク時緊急物資量	トン/日	72,000	③×④
⑥ 港湾分担率	%	10%	設定値
⑦ 港湾利用緊急物資量	トン/日	7,200	⑤×⑥
⑧ 1バースあたり取扱能力	トン/バース・日	250	設定値
⑨ 必要バース数(-10m 岸壁換算)	バース	28.8	⑦÷⑧

※②被災率、④1人あたり緊急物資量、⑥港湾分担率、⑧1バースあたり取扱能力は、「臨海部防災拠点マニュアル」(平成9年3月, 運輸省港湾局)より設定した。

※緊急物資輸送のための耐震強化岸壁は、阪神・淡路大震災の実績を鑑み、大都市を背後圏とする港湾においては、原則として水深 10m程度を確保する。

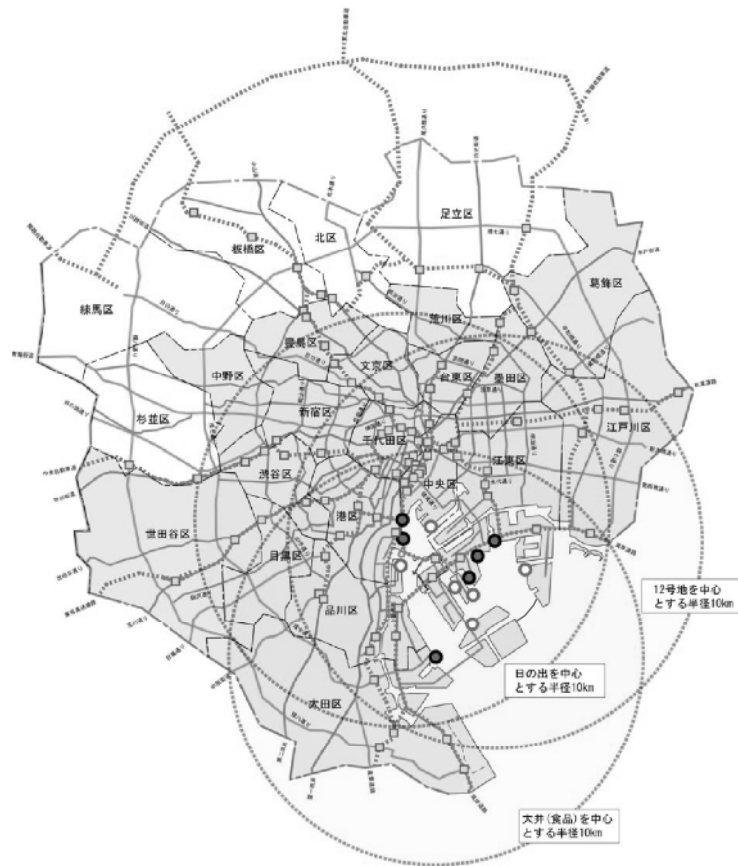


図 VII-3-2 背後圏ゾーンの設定

3-2-2 緊急物資輸送対応施設計画

- 緊急物資輸送対応施設計画は、次のとおりとする。

表 VII-3-2 緊急物資輸送対応施設計画一覧

番号	種別	ふ頭名	水深 (m)	バース数	延長 (m)	10m岸壁換算 バース数	備考
1	既設	芝浦内貿雑貨	7.5	5	650	3.8	
2	既設（工事中含む） ・既定計画	品川内貿ユニット	8.5	3	690	4.1	S1：既設 S2：既設（工事中） S3：既定計画
3	既定計画	日の出貨客船	7.5	1	155	0.9	
4	既定計画	竹芝ふ頭	7.5	1	155	0.9	
5	既設	大井食品	11.0	2	380	2.2	
6	既定計画	晴海物資補給岸壁	10.0	1	225	1.3	
7	既設	10号地その1 西側多目的	7.5	1	180	1.1	
8	既設 （工事中）	10号地その2フェリー	8.5	1	270	1.6	
9-1	既定計画	10号地その2内貿ユニット	9.0	4	920	5.4	
9-2	今回計画	10号地その2内貿ユニット	9.0	2	460	2.7	
10	既定計画	10号地その1 東側多目的	8.5	1	230	1.4	
11	既定計画	新客船	11.5	1	240	1.4	
12	既設	辰巳内貿雑貨	5.0	2	160	0.9	
13-1	既設	中防内内貿ユニット	9.0	1	230	1.4	
13-2	既設 の変更計画	中防内内貿ユニット	9.0	1	230	1.4	幹線貨物輸送対応 ターミナルへ用途変更
14	既定計画 の削除	15号地内貿ユニット	9.0	1	220	1.3	15号地内貿ユニット 計画削除に伴う配置変更
合計			-	26	4,945	29.1	

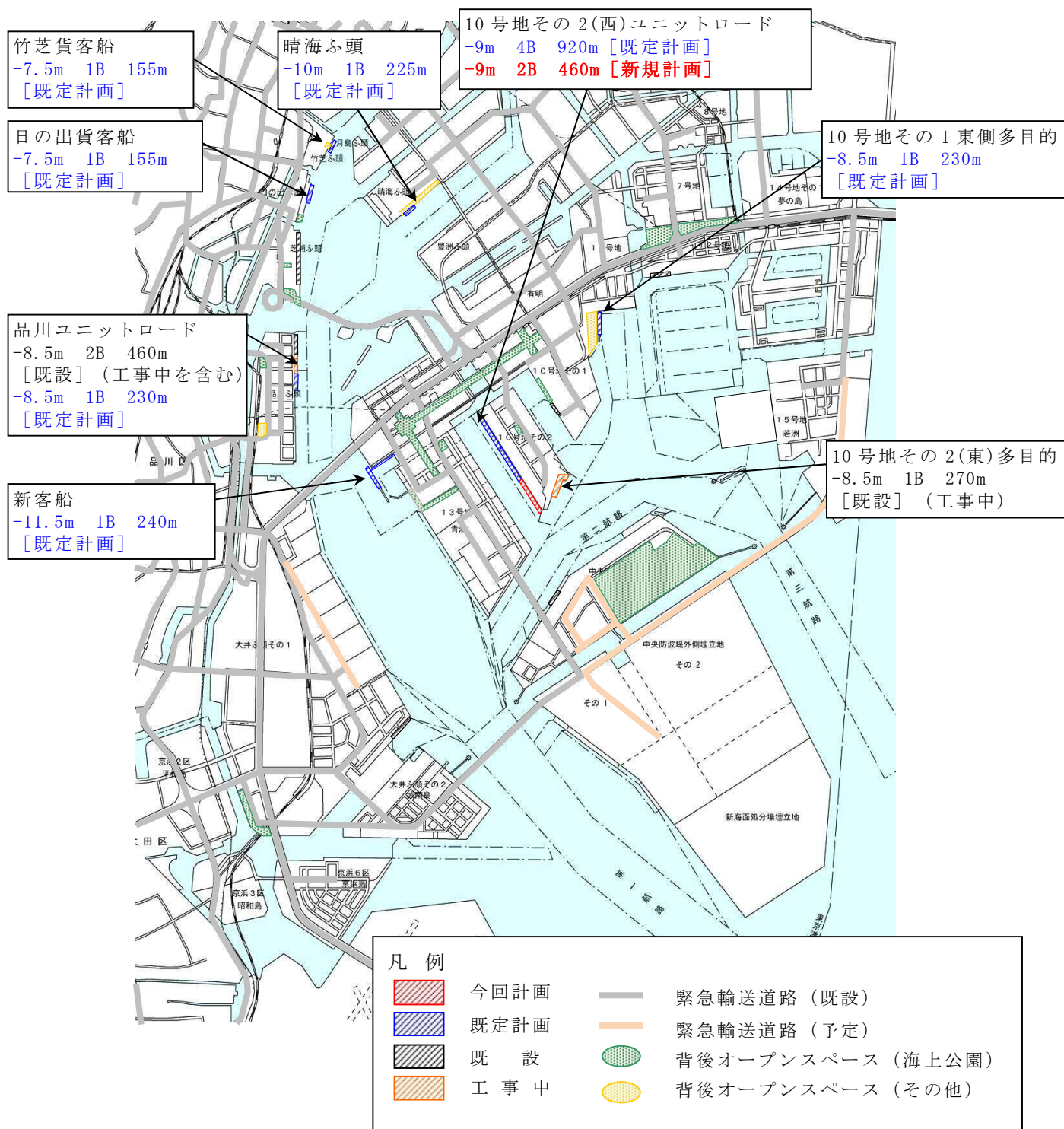


図 VII-3-3 緊急物資輸送対応施設計画

3-2-3 緊急物資輸送対応施設の背後オープンスペース

- ・ 耐震強化岸壁の背後には、緊急救援物資や応急復旧資機材等の保管・荷捌きや駐車場のためのオープンスペースを確保する。
- 災害発生時はＢＣＰ等によりオープンスペースとして直背後の上屋等の活用も期待されるが、不測の事態にも対応するため、海上公園を基本とする常時からオープンスペースとしての機能が担保されている平地を確保しておく必要がある。

表 VII-3-3 耐震強化岸壁整備の基本的な考え方

エリア区分	整備・計画状況	ふ頭名	水深 (m)	バース数	延長 (m)	10m岸壁 換算 バース数	物資取扱量 (トン/日)	オープンスペース所用面積			計画上対応するオープンスペース (海上公園等)	
								仕分け 一時保管 12㎡/t	駐車場 12㎡/t	合計	対象箇所	計画決定面積 (ha)
内港 ＋ 南部	既設	芝浦 内貿雑貨	7.5	5	650	3.8	950	1.1	1.1	2.2	芝浦北ふ頭公園	0.4
											芝浦南ふ頭公園	2.0
	既定計画	品川 内貿ユニット	8.5	3	690	4.1	1,025	1.2	1.2	2.4	品川北ふ頭公園	0.6
											品川南ふ頭公園（区）	0.8
	既定計画	日の出 貨客船	7.5	1	155	0.9	225	0.3	0.3	0.6	日の出ふ頭公園	2.2
	既定計画	竹芝ふ頭	7.5	1	155	0.9	225	0.3	0.3	0.6	竹芝ふ頭ターミナル	1.2
	既設	大井食品	11.0	2	380	2.2	550	0.7	0.7	1.4	東海ふ頭公園	6.9
	エリア合計					11.9	-	-	-	7.2	-	14.1
豊洲・晴海	既定計画	晴海 物資補給岸壁	10.0	1	225	1.3	325	0.4	0.4	0.8	物資補給岸壁 背後ふ頭用地	1.4
臨海副都心	既設	10号地その1 西側多目的	7.5	1	180	1.1	275	0.3	0.3	0.6	有明西ふ頭公園	1.0
	工事中	10号地その2 フェリー	8.5	1	270	1.6	400	0.5	0.5	1	フェリーふ頭公園	0.9
	工事中 既定計画	10号地その2 内貿ユニット	9.0	6	1,380	8.1	2,025	2.4	2.4	4.8	シンボルプロムナード	26.2
	既定計画	10号地その1 東側多目的	8.5	1	230	1.4	350	0.4	0.4	0.8	交流厚生用地	5.3
	既定計画	新客船	11.5	1	240	1.4	350	0.4	0.4	0.8	青海南ふ頭公園	4.7
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	青海中央ふ頭公園	1.3
	エリア合計					13.6	-	-	-	8.0	-	39.4
東部	既設	辰巳 内貿雑貨	5.0	2	160	0.9	225	0.3	0.3	0.6	辰巳の森緑道公園	14.6
中央防波堤	既設	中防内 内貿ユニット	9.0	1	230	1.4	350	0.4	0.4	0.8	海の森公園	85.7

3-3 幹線貨物輸送対応施設計画

3-3-1 必要バース数

- 国土交通省通知（平成25年4月16日（国港計第4号・国港海第15号）に基づき、コンテナ・ROROの幹線貨物埠頭全てを「幹線貨物輸送ターミナル」の耐震強化岸壁として計画する。

表 VII-3-4 幹線貨物輸送対応施設一覧

整備・計画状況	ふ頭名	貨物属性	ふ頭名	水深 (m)	バース数	延長 (m)
既定計画※	大井コンテナ	コンテナ	o4～o6	15～16	3	990
既設 (工事中)	中央防波堤外側コンテナ	コンテナ	Y2	15～16	1	400
既定計画		コンテナ	Y3	16～16.5	1	400
合計					5	1,790
※水深-15mの耐震強化岸壁としては整備済						
整備・計画状況	ふ頭名	貨物属性	ふ頭名	水深 (m)	バース数	延長 (m)
追加計画	大井コンテナ	コンテナ	o1～o3 o7～o8	15～16	5	1,764
追加計画	中央防波堤外側コンテナ	コンテナ	Y1	11.0	1	230
追加計画	新海面処分場コンテナ	コンテナ	Z1	16～16.5	1	420
追加計画	品川コンテナ	コンテナ	S6～S7	11.0	2	550
追加計画	青海コンテナ	コンテナ	A0～A4	13～16	5	1,570
追加計画	中央防波堤内側 内貿ユニットロード	RORO	X5	9.0	1	230
追加計画	15号地コンテナ	コンテナ	L2～L3	11～12	2	500
追加計画合計					17	5,264
合計（既設・工事中含む）					22	7,054

3-3-2 幹線貨物輸送対応施設計画

- ・ 幹線貨物輸送対応施設計画は、次のとおりとする。

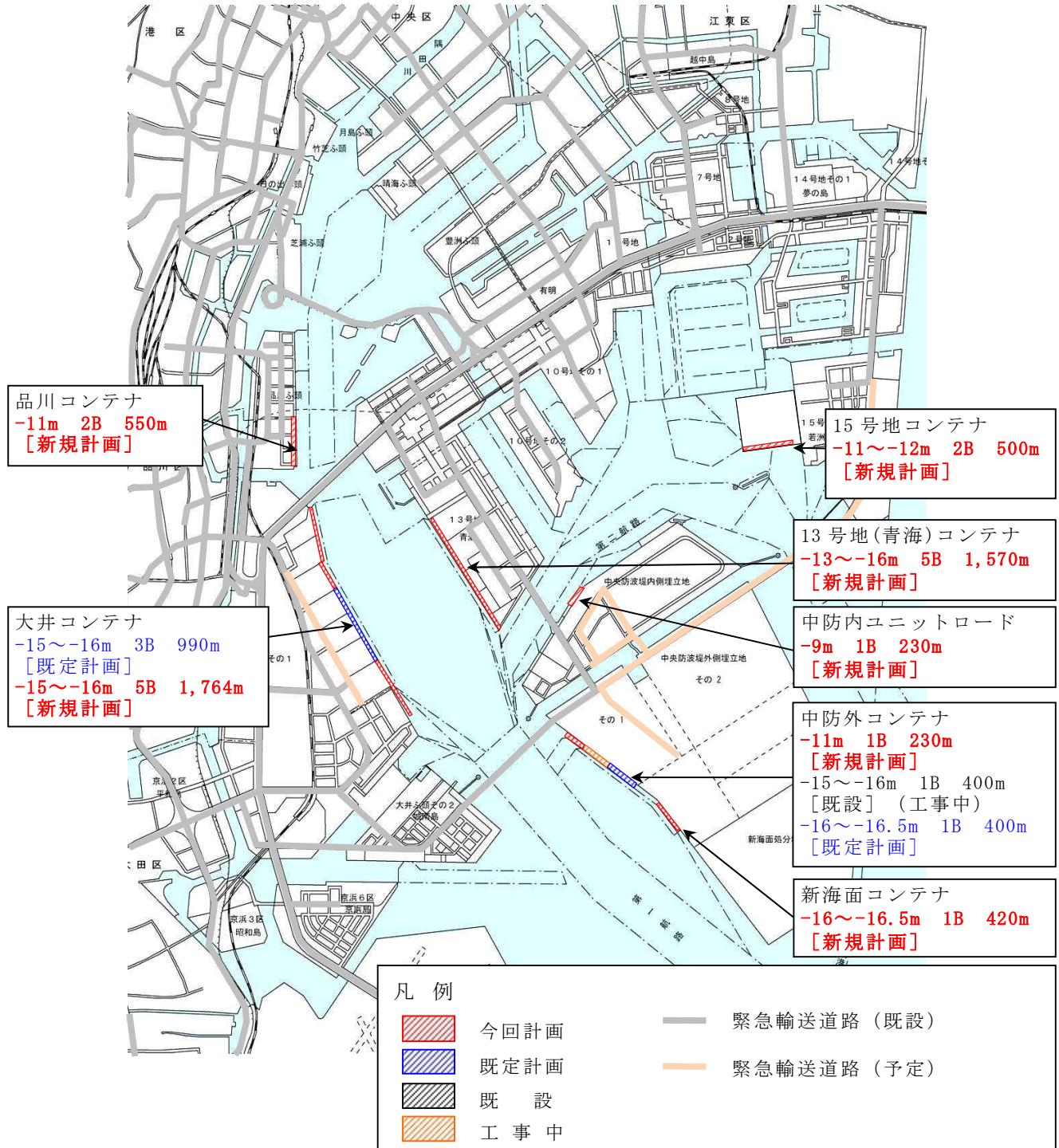


図 VII-3-4 幹線貨物輸送対応施設計画

4. 港湾施設の利用

4-1 物資補給等のための施設

- 東京港には、航海訓練所や水産庁、海洋研究開発機構をはじめ、官公庁の所有する船舶等が多数寄港・係留しており、燃料や飲料水など物資補給のための係留場所の確保が求められている。こうした要請への対応として、既存施設を有効活用し、物資補給岸壁を次のとおり配置する。

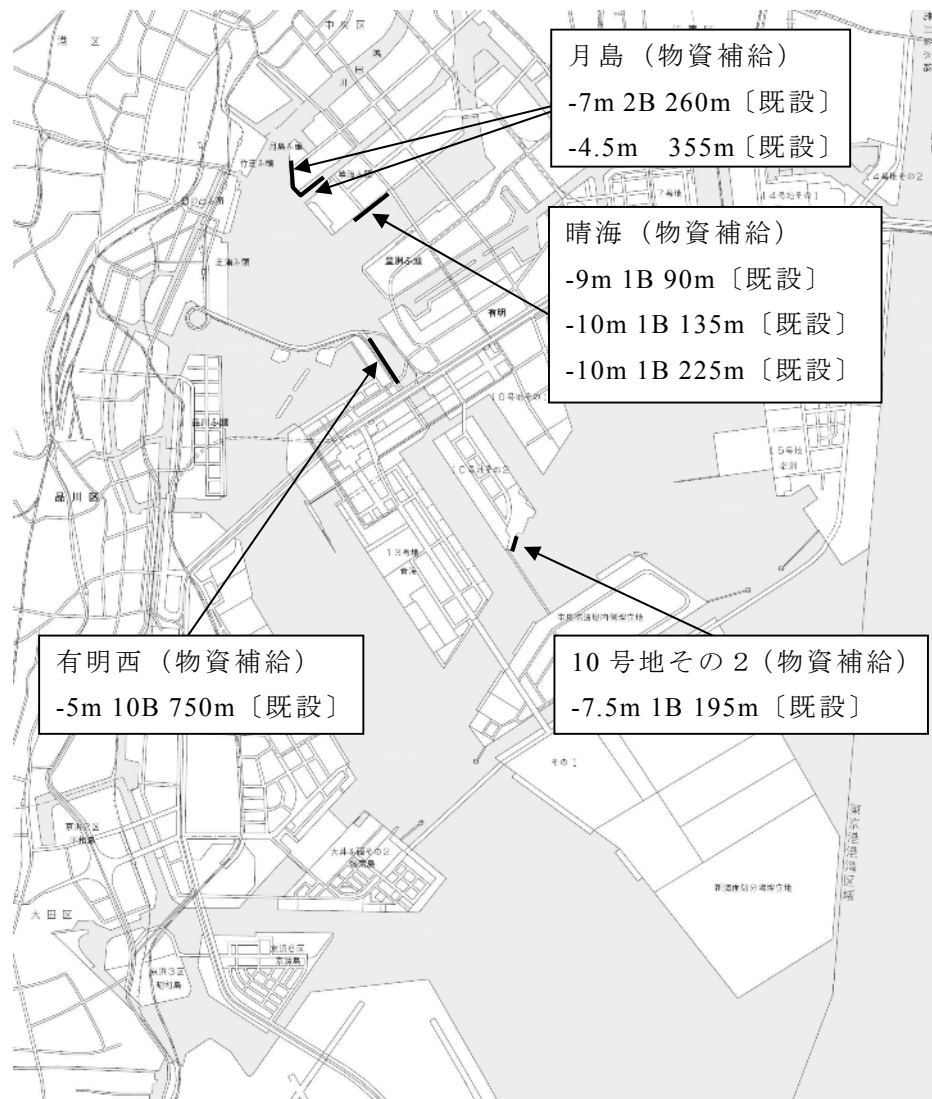


図 VII-4-1 物資補給等のための施設

5. その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

5-1 橋梁の桁下空間の確保

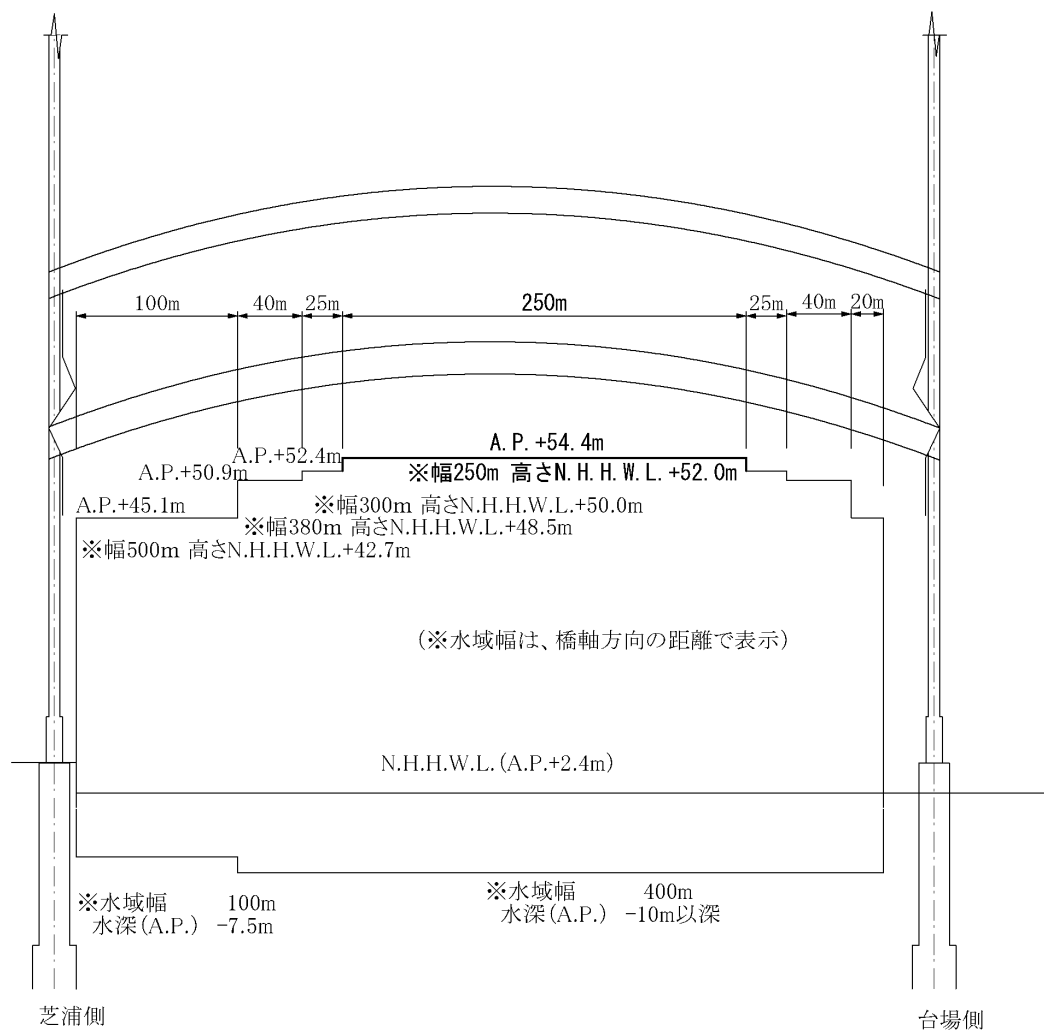
5-1-1 橋梁の桁下空間

- ・ 港湾を利用する船舶に航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおりとする。

表 VII-5-1 橋梁の桁下空間

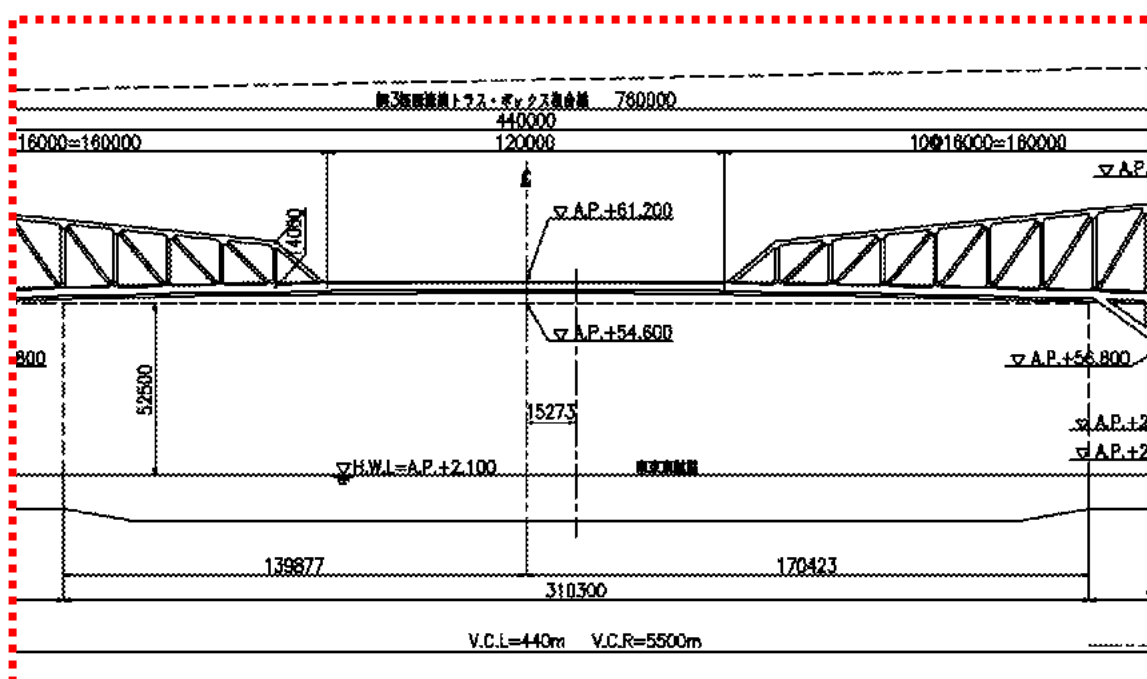
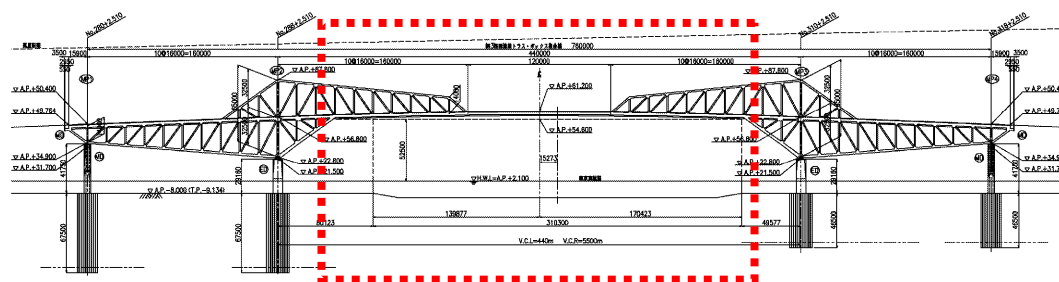
橋 梁 名	桁 下 空 間
東京港連絡橋 (レインボーブリッジ) (臨港道路)	中央部幅員 250m 高さ N.H.H.W.L.+52.0m 中央部幅員 300m 高さ N.H.H.W.L.+50.0m 中央部幅員 380m 高さ N.H.H.W.L.+48.5m 中央部幅員 500m 高さ N.H.H.W.L.+42.7m
東京港臨海道路 II 期区間 (ゲートブリッジ) (臨港道路)	中央部幅員 310m 高さ N.H.H.W.L.+52.2m

※N.H.H.W.L. (略最高高潮面) は A.P.+2.398m ≒ A.P.+2.4m である。



※N.H.H.W.L. (略最高高潮面) は A.P.+2.398m $\approx$ A.P.+2.4m である。

図 VII-5-1 東京港連絡橋 (レインボーブリッジ) の桁下空間図



資料：東京ゲートブリッジ 主橋梁部側面図
(国土交通省関東地方整備局 東京港湾事務所企画調整課)

図 VII-5-2 ゲートブリッジの桁下空間図

5-2 放置等禁止区域

- ・ 東京都では、船舶の係留保管の秩序を確立することにより、都市景観の回復及び創出を図るとともに、都民の暮らしの安全性の保持並びに公共水域を利用した経済活動及び公共水域周辺の良い生活環境の確保に資することを目的として、以下に示す「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」を公布している。

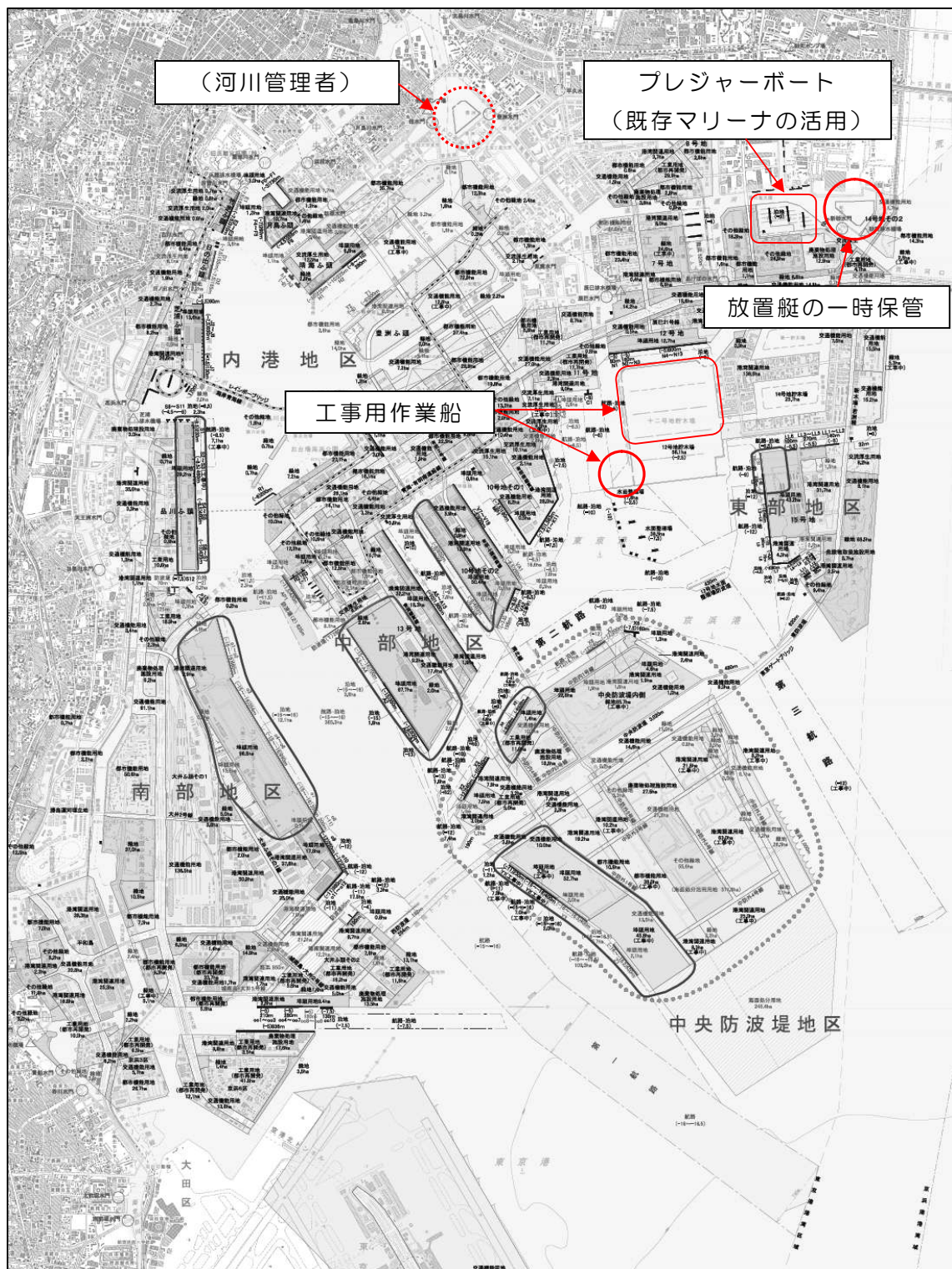


図 VII-5-5 東京都船舶の係留保管適正化計画（平成 22 年）における
船舶の係留保管場所（港湾区域）

5-3 将来構想

- ・ 大型クルーズ客船及び外内貿コンテナ船の需要動向等を踏まえ、引き続き埠頭計画の拡張について検討が必要であると想定されるため、以下の施設を将来構想とする。

中部地区

(13号地) クルーズ客船岸壁

中央防波堤地区

(新海面処分場) コンテナ船岸壁

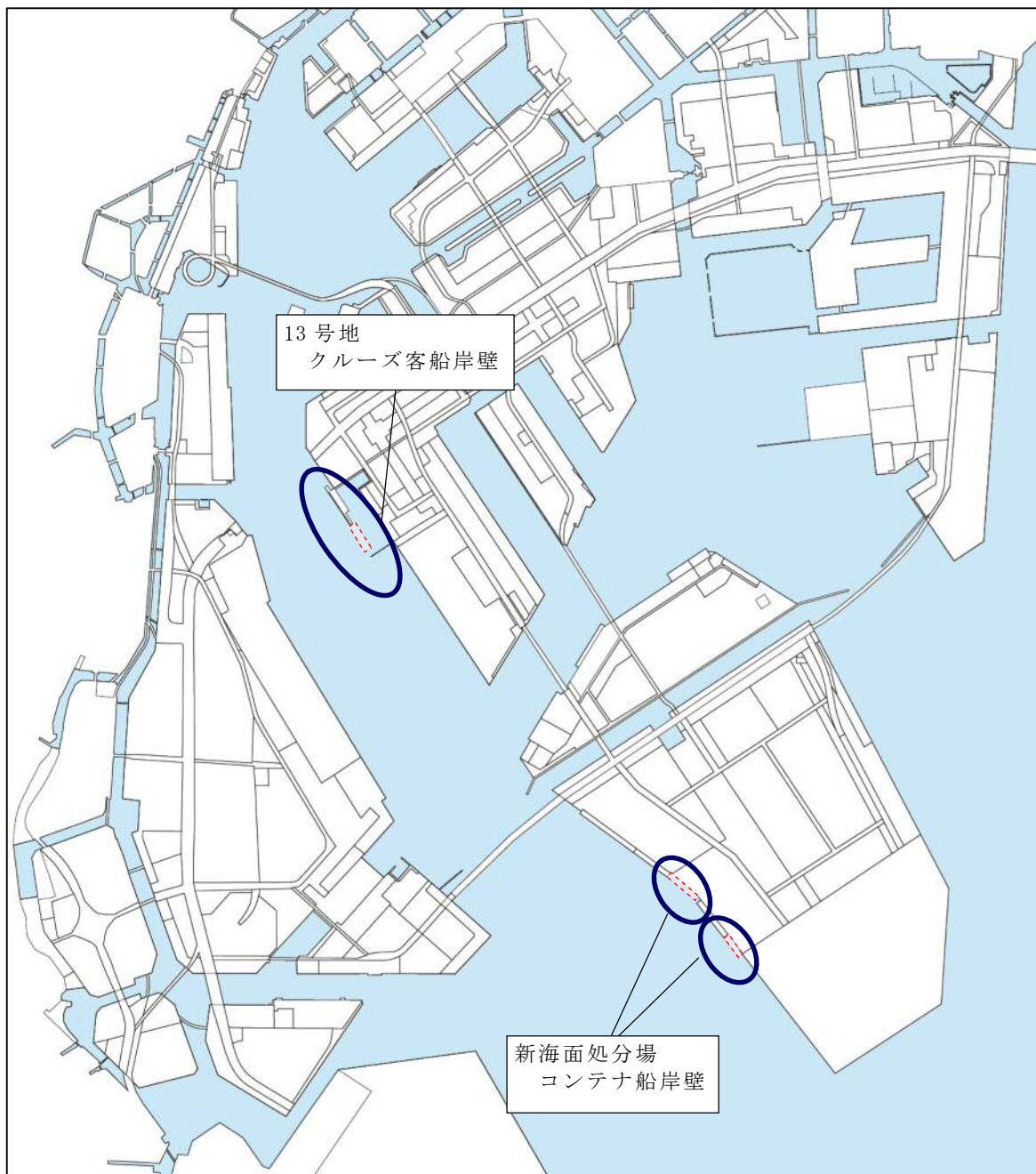


図 VII-5-6 将来構想